

西東京市第2次環境基本計画 後期計画
(素案)

平成30年12月
西東京市

目 次

第 1 章 計画策定の背景	1-1
1.1. 計画策定の経緯	1-1
1.2. 西東京市の環境を取り巻く背景	1-1
1.3. 計画策定の基本的な考え方	1-4
第 2 章 計画の基本的事項	2-1
2.1. 計画の役割と位置づけ	2-1
2.2. 計画の期間	2-1
2.3. 計画の対象範囲	2-2
2.4. 計画の主体と各主体の役割	2-2
第 3 章 西東京市の環境の現状と課題	3-1
3.1. 西東京市の概況	3-1
3.2. 西東京市の環境の現状	3-5
3.3. 2次計画の施策の進捗状況	3-11
3.4. アンケート調査及びヒアリング結果	3-17
3.5. 現状と課題を踏まえた本計画の方向性	3-23
第 4 章 計画のめざすところ	4-1
4.1. 基本理念	4-1
4.2. 環境の将来像と実現に向けた5つの基本方針	4-2
4.3. 環境の将来像実現に向けた施策の体系	4-4
4.4. SDGsと本計画との関わり	4-5
第 5 章 将来像を実現するための取組	5-1
基本方針 1	5-2
基本方針 2	5-13
基本方針 3	5-19
基本方針 4	5-23
基本方針 5	5-29
第 6 章 重点プロジェクト	6-1
6.1. 重点プロジェクトの位置付け	6-1
6.2. 重点プロジェクト設定の視点	6-1
6.3. 重点プロジェクト	6-2
第 7 章 計画の推進体制・進行管理	7-1
7.1. 推進体制	7-1
7.2. 進行管理の手法	7-2

第1章 計画策定の背景

1.1. 計画策定の経緯

西東京市（以下、「本市」という。）では、「西東京市環境基本条例」に基づき、2004(平成 16)年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、2009(平成 21)年3月に「西東京市環境基本計画（後期計画）」として再編成しました。その後、2014(平成 26)年3月にこれまでの成果を振り返るとともに社会情勢等の変化に対応するため、西東京市第2次環境基本計画（以下、「2次計画」と言う。）を策定しました。

また、本市においては、市民・事業者・市の三者の協働によって地域における温室効果ガスの排出を抑制するため、西東京市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「温暖化対策地域計画」という。）を2010(平成 22)年3月に策定しました。

今回、2次計画策定から5年が経過し、計画の中間見直しの時期を迎えたことを受け、近年の複雑化する様々な環境問題や深刻化する地球温暖化に対し、より効果的な対策を行うため、2次計画を見直し温暖化対策地域推進計画[※]を包含した形で、「西東京市第2次環境基本計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

[※]地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」については、その名称を「西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」と変更する必要があります。

1.2. 西東京市の環境を取り巻く背景

(1) 地球温暖化問題への対応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、2017年3月末現在、気候変動枠組条約締結国である197の国・地域のうち、日本を含めた141の国・地域がパリ協定を締結しています。

我が国は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定（2016年）し、パリ協定や2015年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030年度の中期目標として、「温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減する」とともに、

長期目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、地球温暖化対策適応法（2018年6月）に基づいて、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応を図るため、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって総合的に進めています。



図 地球温暖化の進展による脅威の例

出典：環境省「地球温暖化パネル」

（2）生物多様性の危機への対応

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・開発など人間活動による危機
- ・自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱などが大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

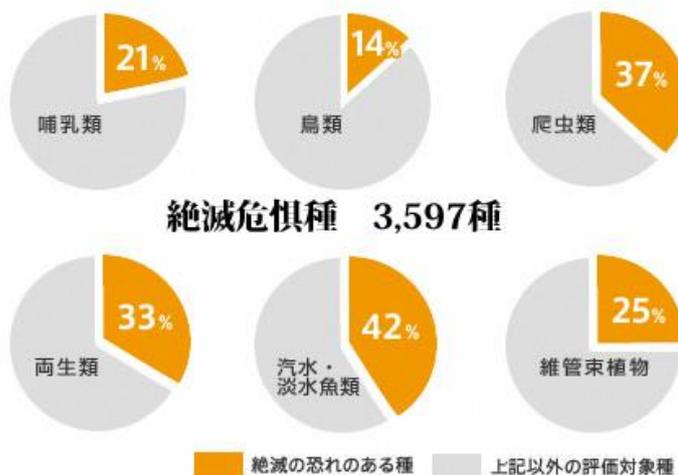


図 日本の野生生物の絶滅の恐れのある種の割合

出典：環境省ホームページ

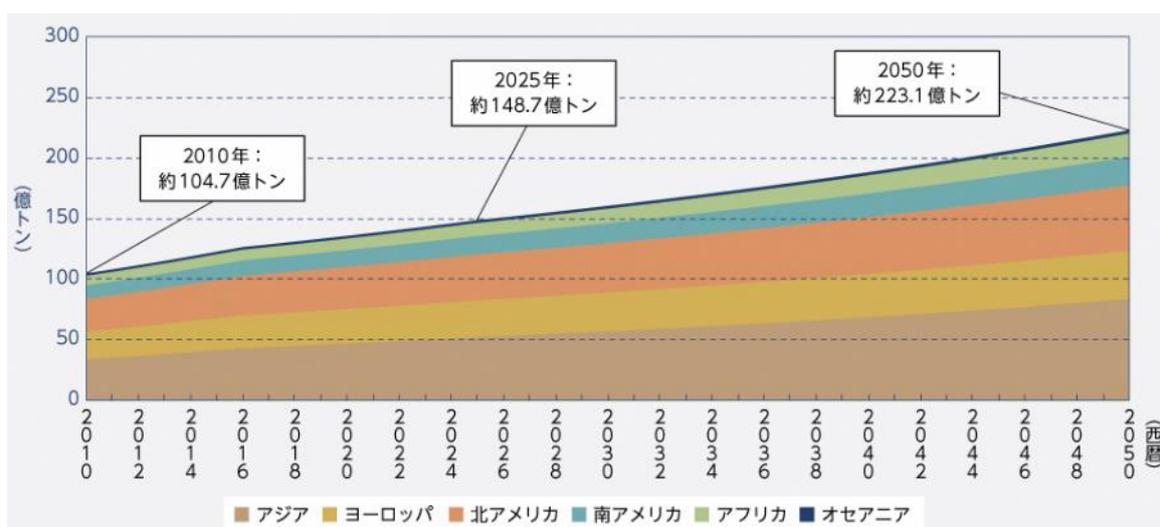
(3) 資源や食料需給のひっ迫への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、地球規模の人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

また人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方で、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が大量に発生している状況です。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性や自然環境保全に配慮した統合的取組や経済的側面、社会的側面にも視野を広げた取組を進めています。



世界の廃棄物発生量の将来予測

出典：平成 23 年版環境白書

(4) 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下、「2030 アジェンダ」という。）は、国際社会全体が、前述した人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるということができます。

この 2030 アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。）は、17 のゴールと、ゴールごとに設定された合計 169 のターゲットから構成されています。SDGs は、途上国に限らず先進

国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つだけでなく、包括的な目標を示すとともに各々の目標が相互に関連しており、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。



図 SDGsの17のゴール

出典：国連広報センター

1.3. 計画策定の基本的な考え方

■ 西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編を包含します

本計画の中に西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編を包含してとりまとめることで、市域における地球温暖化対策を本計画の柱の一つとして捉えて整理し、従来別々であった2つの計画の目標設定や推進体制を一体とし、地球温暖化対策を効率的かつ効果的に推進することができる計画とします。

■ 現行計画をベースとして必要な個所を見直します

今回の改訂は、2次計画の中間年での見直しであることから、本計画における基本的な方向性は2次計画を踏襲します。しかしながら、この5年間で生じている環境の変化、今後の5年間を見据えた方向性を鑑み、現況と課題を踏まえて計画内容に必要な見直しを行います。

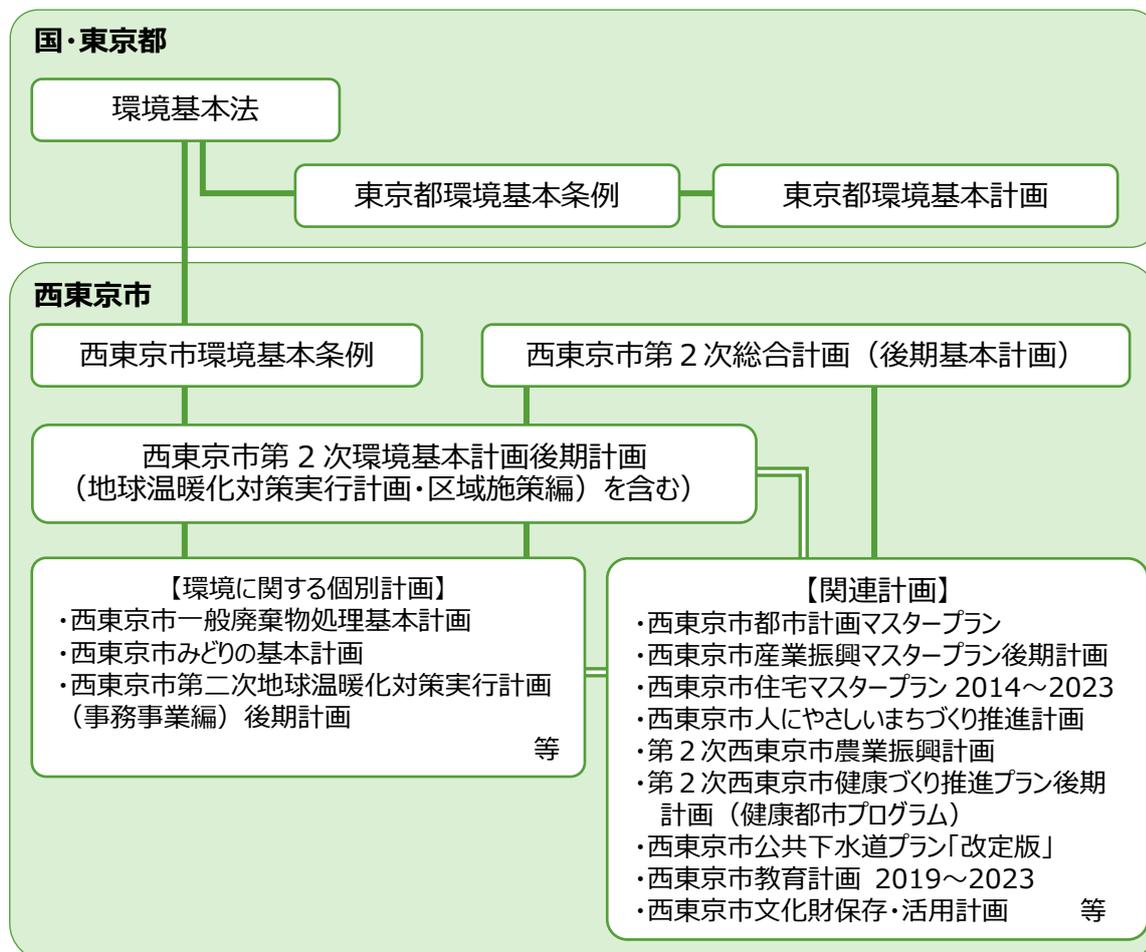
■ SDGsの目標実現への貢献を目指します

SDGsは、全世界で普遍的な目標であり、関連性の大小は地域によって異なりますが、人々が生活し、コミュニティが存在する地域では、どこでもSDGsの17のゴールと何らかの関わりを持っています。このため、本計画においては、本市が取り組む環境施策とSDGsとの関連性を示し、目標達成への貢献を目指す計画とします。

第2章 計画の基本的事項

2.1. 計画の役割と位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づき策定します。また、環境に関する個別計画との整合を図ります。



2.2. 計画の期間

本計画は、西東京市第2次環境基本計画の計画期間である2014（平成26）年度から2023（平成35）年度までの10年間のうち、2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。



図 計画の期間

2.3. 計画の対象範囲

本計画は西東京市環境基本条例第3条に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取組を計画の対象範囲とします。

2.4. 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例【抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないように相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第3章 西東京市の環境の現状と課題

3.1. 西東京市の概況

■西東京市の位置と地勢

西東京市は、東京都心の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

市域は、最高標高 67.0m（芝久保町三丁目付近）、最低標高 46.7m（下保谷三丁目付近）であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、南部に玉川上水、千川上水といった水路があります。地質は、植物の生育に適している関東ローム層で厚さ 10m 以上の場所が多くなっています。

■気候

気象庁が設置している練馬観測所のデータによると、2017(平成 29)年の平均気温は 15.6℃であり、年間降水量は 1,453mm となっています。2017(平成 29)の月別平均気温は最高が7月の 27.7℃、最低が1月の 5.0℃となっており、月別降水量は8月が最も多く 521.0mm となっています。

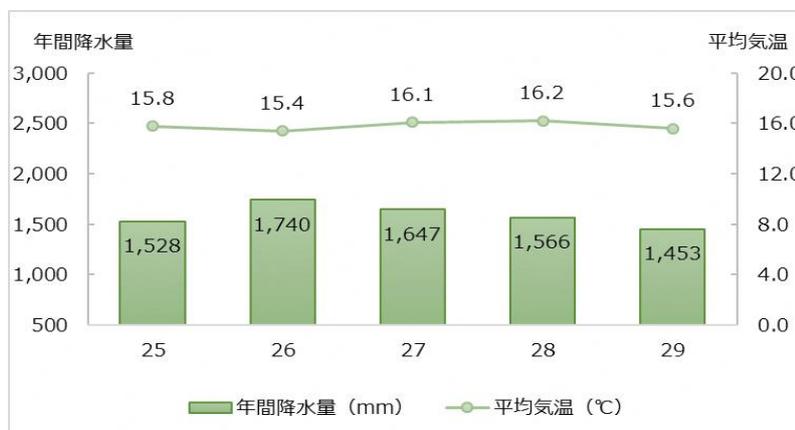


図 年間降水量と平均気温の推移 資料：気象庁（練馬観測所）

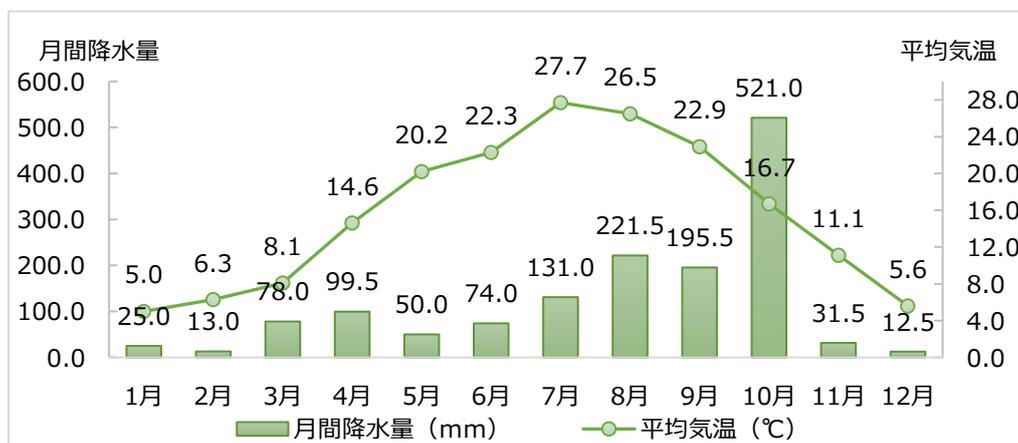


図 平成 29 年の月間降水量と平均気温の推移 資料：気象庁（練馬観測所）

■人口と世帯

本市が合併した年である2001(平成13)年の1月1日の人口は179,710人でしたが、平成30年1月1日現在の人口は20万人を突破し、201,058人となっています。また、世帯数も増加傾向を示しており、平成30年1月1日の世帯数は95,878世帯です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、2018(平成30)年1月1日で2.10人となっています。



図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

資料：統計にしよう

西東京市人口推計調査報告書によると、本市の人口推計は2022年をピークに減少すると推測しており、2037年には、およそ196,500人となり、2017年と比較して2.1%減少すると推計しています。

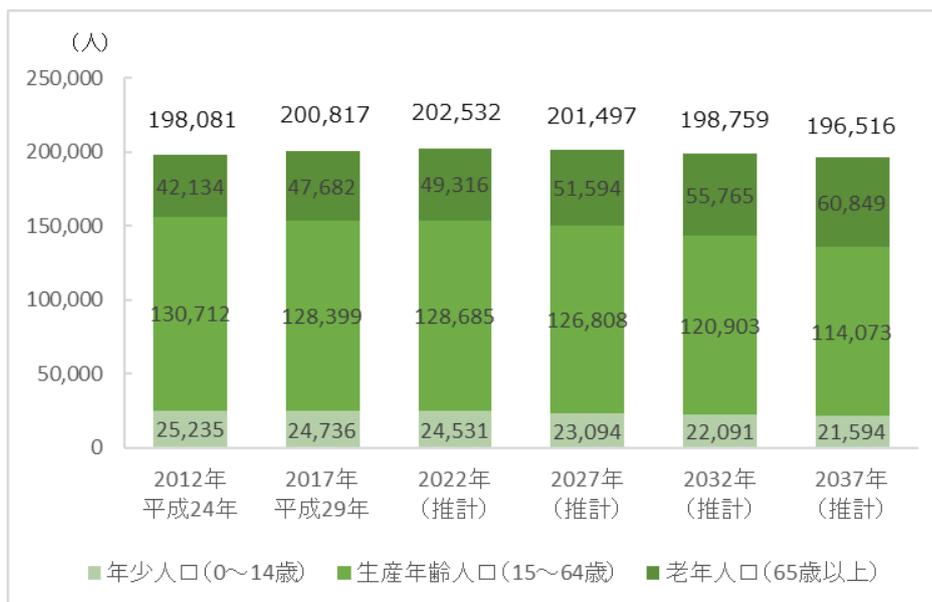


図 本市の将来推計人口

資料：西東京市人口推計調査報告書

本市の昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合）は、2015(平成 27)年で 81.0%と、2010(平成 22)年より 1 ポイント上昇しており、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は 4 番目に低い状況となっています。

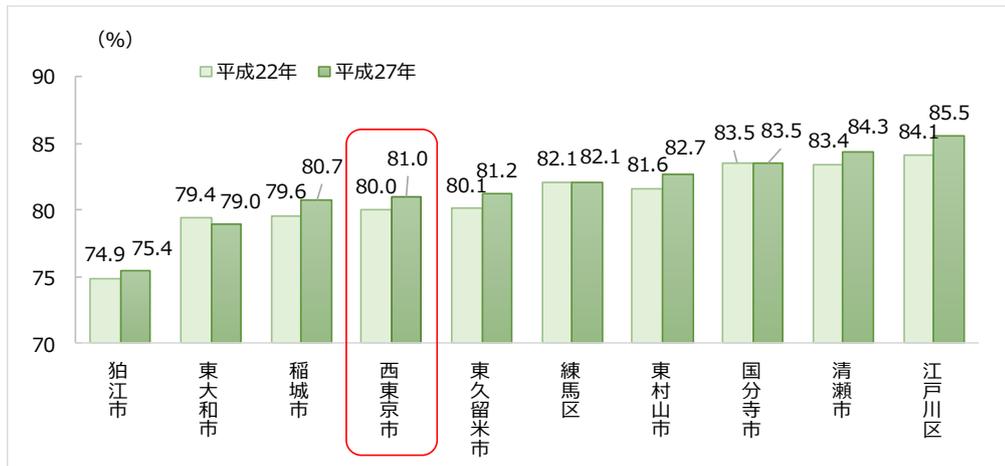


図 東京都の人口の昼夜間人口比率が低い 10 自治体

資料：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

■土地利用

本市は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75km² です。総面積のうち、宅地が 84.2%を占めており、2011(平成 23)年より 2.1 ポイント上昇しました。なお、東京都の宅地面積比率は 1 ポイント、多摩六都（西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市）の宅地面積比率は 2.5 ポイント上昇となっております。

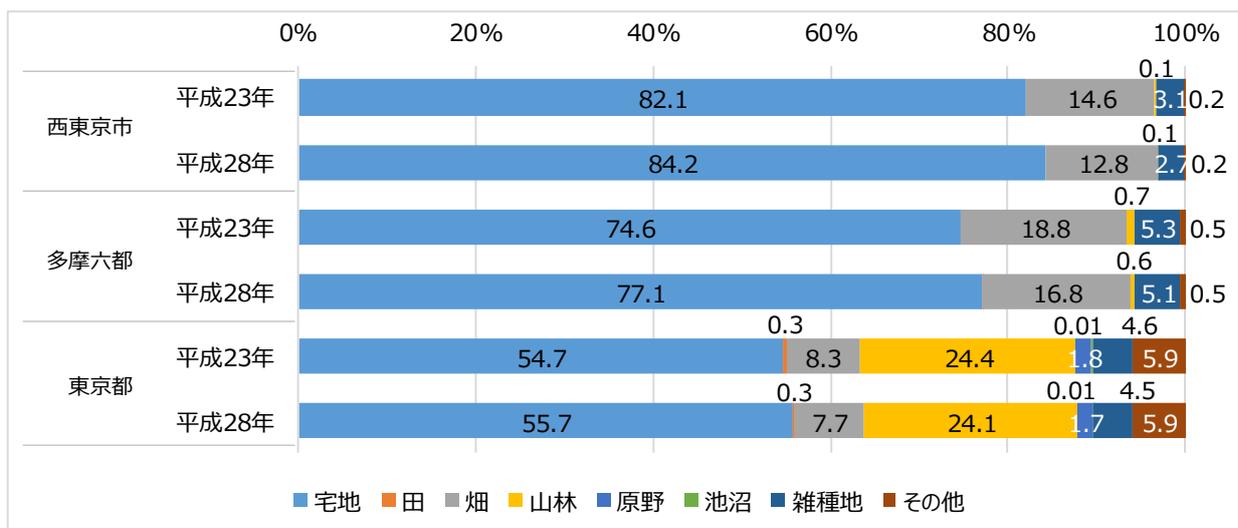


図 土地利用の割合の比較

資料：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

■ 産業

本市の産業別の従業員数は、2015(平成 27)年度において、第三次産業(サービス業等)が 83.6%を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業(製造業等)は 15.6%を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業(農業等)は 1%に満たない状況が続いています。

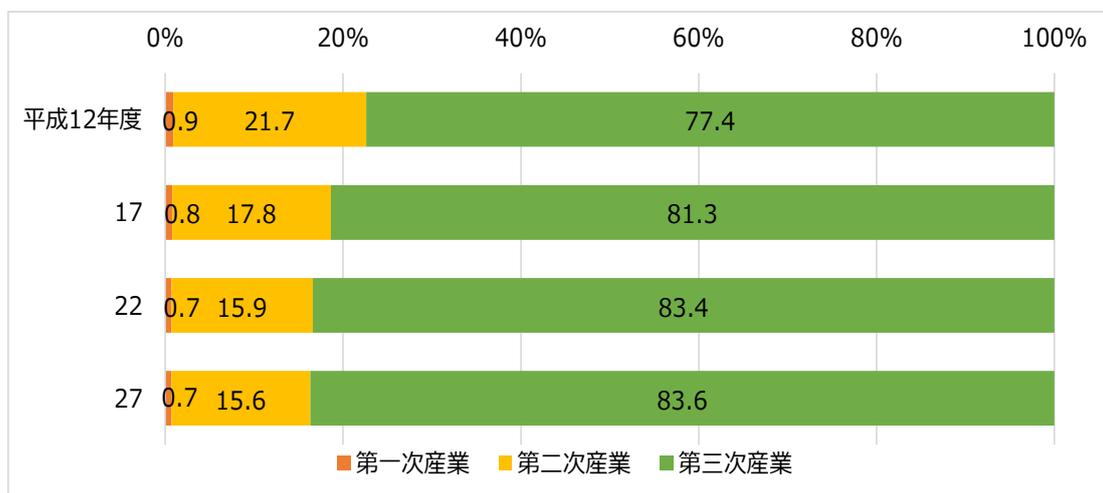


図 産業別従業員数の割合

資料：統計にしよう

3.2. 西東京市の環境の現状

(1) 自然環境、歴史的及び文化的環境資源

■自然環境

本市には、雑木林、屋敷林、農地等の武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。また、農地は、農業従事者の高齢化の進行による農家数の減少や、宅地、駐車場等への転用により減少しています。みどりの保全のため、緑地の保全、保存樹木の指定、生垣造成等の補助制度など、様々な支援を行っています。

市内を流れる石神井川は、市民団体により清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場としてのきれいな水辺環境が存在する場所がありますが、水が流れていない場所や魚類等の息が確認できない場所もみられます。現在行われている東伏見公園の整備では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりのネットワークづくりが進められています。

これらの市内の緑地・農地・公園等のみどりや水辺等のグリーンインフラは、多様な機能（生物多様性保全、防災・減災、微気候の緩和、健康増進、コミュニティの強化等）を有しており、適切に保全・活用することで持続可能な地域づくりにつながり、地域の活性化が期待できます。

このほか、近年市内においても、特定外来生物に指定されているアライグマをはじめ、生態系に与える影響が大きい外来種・移入種による被害や目撃情報が増加しています。

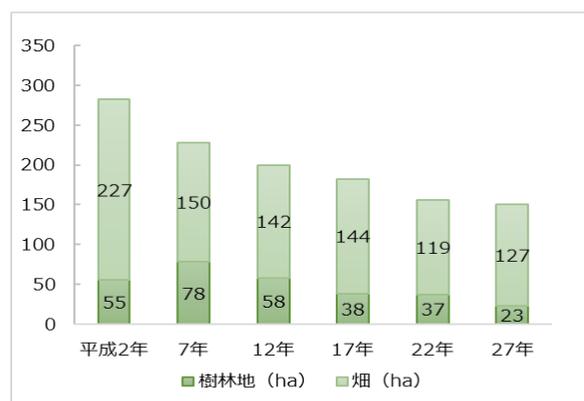


図 経営耕地面積の推移

資料：統計にしとうきょう

■歴史的及び文化的環境資源

本市の自然に育まれ、残されてきた歴史的及び文化的環境資源には、下野谷遺跡等の遺跡、屋敷、社寺を取り囲む屋敷林、社寺林や農業とともに育まれた文化や武蔵野の景観等があります。これらを将来に伝えるため、市内樹木、樹林（竹林）、生垣の保存樹の保護や緑地の保全を行っています。

また、文化財とその周辺の自然環境等とを歴史・文化を伝える要素として一体的に捉えて保存・活用を図るとともに、郷土資料室における資料収集・保存、展示等を通して、本市の自然、歴史、文化等の理解を深め、文化財保護意識の醸成を図っています。



(2) 資源の有効活用、ごみの削減

本市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと4R※に取り組んでおり、ごみ排出量が減少傾向にあります。

1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度より開始した家庭ごみの有料化の効果で、平成19年度から平成20年度までにかけて大きく減少し、平成21年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

平成19年度からプラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。平成25年4月に「小型家電リサイクル法」が施行され、西東京市においても小型家電の回収を実施しています。

また、生ごみ及び剪定枝の回収、資源化を実施しており、民間事業者による堆肥化や燃料化を通じたバイオマスの利活用を行っています。

さらに、多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、平成18年度より埋め立てていた焼却灰のエコセメント化を実施しています。

※4R(ヨンアール):「Reduce(リデュース:減量する)」「Reuse(リユース:再使用する)」「Recycle(リサイクル:再資源化する)」の3R(スリーアール・サンアール)に「Refuse(リフューズ:断る・受け取らない)」を加えた4つの「R」の総称。本市が進めている廃棄物の削減、資源の有効利用を進めるための取組を指します。

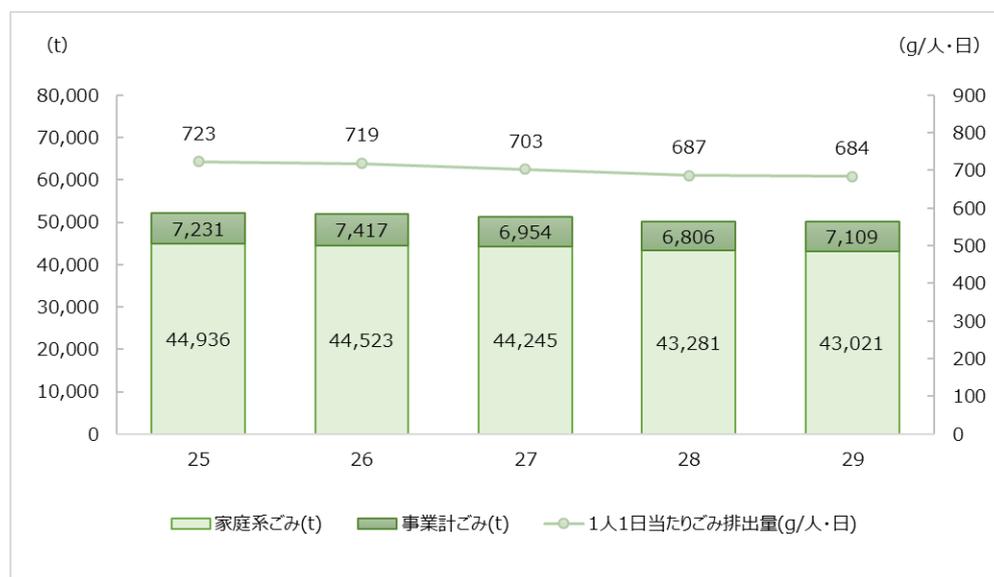


図 家庭系ごみ・事業系ごみ・1人1日当たりごみ排出量の推移

資料:ごみ減量推進課

(3) 安全・安心で快適な生活環境

■ 大気環境等

本市では、大気環境調査、道路交通騒音・振動調査を継続的に実施しているほか、安全・安心な生活環境の確保のため、東日本大震災後は空間放射線量の測定結果をホームページ等で公表しています。

また、東京都は、都内全域に測定局を設置し、大気中の二酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等を測定しています。西東京市内には、一般環境大気測定局（田無町及び下保谷）と自動車排出ガス測定局（青梅街道柳沢）の三箇所が設置されています。

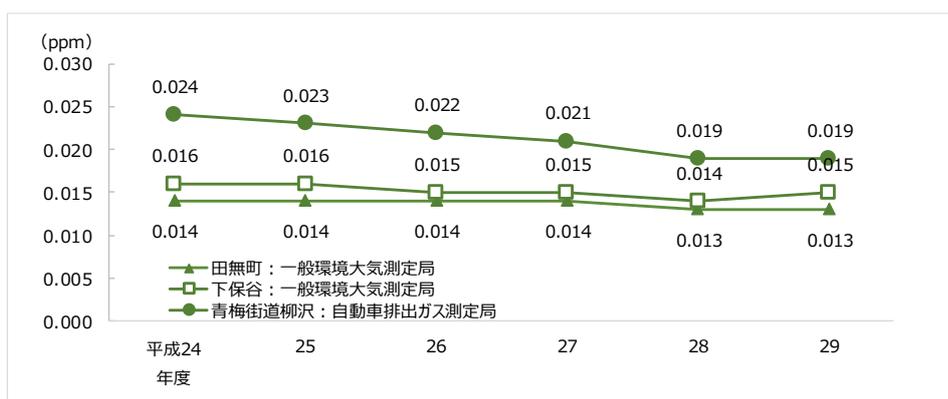


図 大気中の二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (年平均値)

資料：東京都環境局

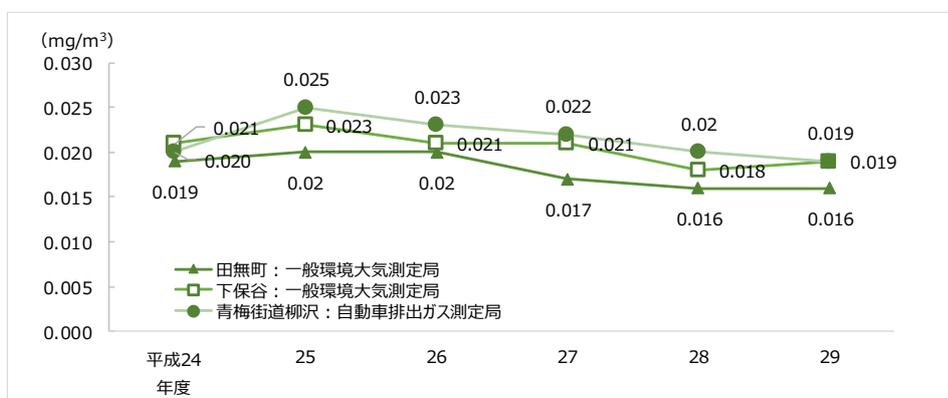


図 大気中の浮遊粒子上物質 (SPM) の測定結果 (年平均値)

資料：東京都環境局

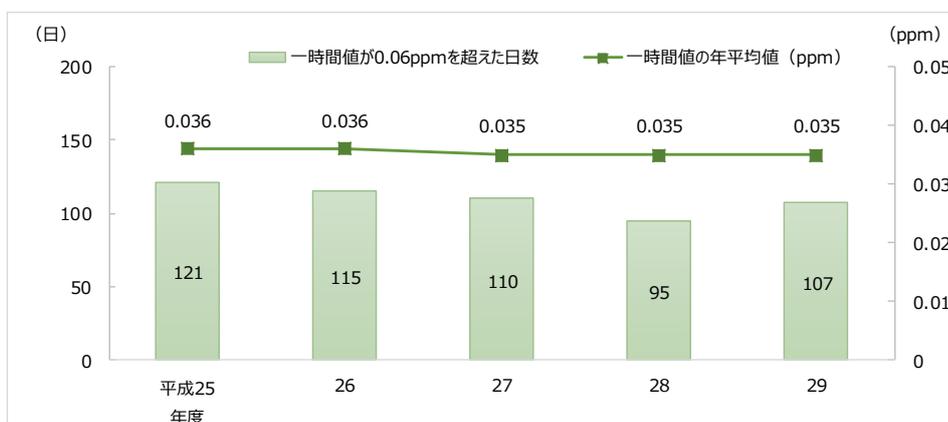


図 大気中の光化学オキシダントの測定結果 (日数、年平均値)

※光化学オキシダントの測定は田無町のみ

資料：東京都環境局

■河川の水質

市内には、北部に白子川、中央部に新川（白子川支流）等、南部に石神井川が流れているとともに、武蔵野市との境界に玉川上水、千川上水が流れています。

石神井川は、以前は全体的に汚濁していましたが、生活排水の公共下水道施設の接続が進んだため水質は徐々に改善され、市民ボランティアによる清掃等も行われています。

水質については、溜漕橋（東伏見三丁目5番）のBOD（生物化学的酸素要求量）が環境基準を達成しており、平成29年度に実施した水生生物調査によるとアブラハヤ、ドジョウ、ミナメダカの生息が確認されました。



市民参加による石神井川の清掃の様子



千川上水

■交通環境とまちの美化

平成25年4月に一部供用開始した都市計画道路、西3・2・6号線（調布保谷線）では、片道10mの環境施設帯を設け、その中に歩行者と自転車の通行空間が確保されています。

その他の歩道が設置された道路については、概ね歩道幅員が片道1.5～3.5mであり、整備済の都市計画道路の多くは、歩行者・自転車空間を十分に確保できていません。

また、本市では、市内一斉清掃やごみ置き場のパトロール等により、まちの美化に取り組んでいます。また、市内5駅（田無駅、保谷駅、西武柳沢駅、東伏見駅、ひばりヶ丘駅）周辺を路上喫煙・ポイ捨て防止地区に指定し、清掃活動やマナー向上を呼びかける活動を行っています。



市内の自転車道

(4) 地球温暖化対策の推進

■ 市域における地球温暖化対策

東日本大震災以降、東京電力管内の原子力発電の停止に伴い、液化天然ガスや液化石油ガス、石炭、石油等の化石燃料の消費が増大したことが影響し、市域における温室効果ガス※排出量は、550千t-CO₂前後で推移しています。

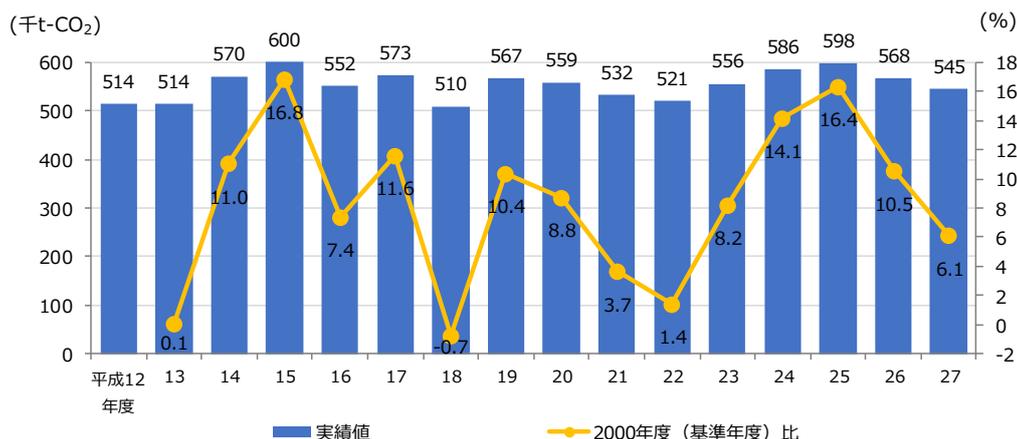


図 本市の温室効果ガス排出量の推移

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

※温室効果ガス：大気圏内にあり、赤外線を吸収することにより温室効果をもたらす気体。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類を指す。

平成27年度の部門別二酸化炭素排出量の割合をみると、民生家庭部門が最も多く50%を占め、次いで、民生業務部門が26.6%、運輸部門が13.5%、産業部門が6.5%の順となっています。

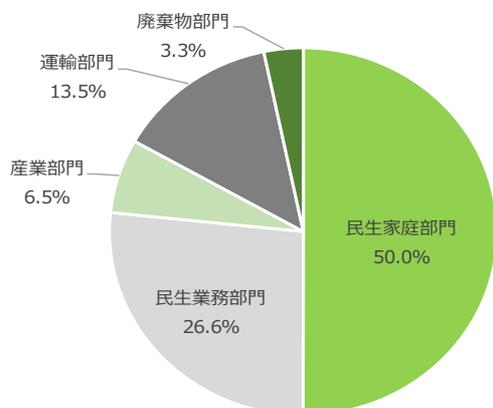


図 部門別二酸化炭素排出量 (平成27年度)

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

○**民生家庭部門**：運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費に伴う排出量

○**民生業務部門**：産業部門、運輸部門に含まれない、事務所・ビル、商業・サービス業施設のエネルギー消費に伴う排出量

○**運輸部門**：乗用車・バス等の旅客部門と、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門のエネルギー消費に伴う排出量

○**産業部門**：製造業・農林水産業・鉱業・建設業のエネルギー消費に伴う排出量

○**廃棄物部門**：市内から排出された廃棄物の焼却に伴う排出量

一方、エネルギー消費量は、着実に減少してきており、平成 27 年度は温暖化対策地域計画の基準年度である平成 12 年度（2000 年度）比で 22.3%削減されています。



図 エネルギー消費量の推移

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

■ 事務事業における地球温暖化対策

地域の一事業所としての本市は、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、職員の省エネルギーと省資源に対する意識の向上や公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めています。

また、平成 27 年度には「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）後期計画」策定し、温室効果ガスの削減を目指しています。

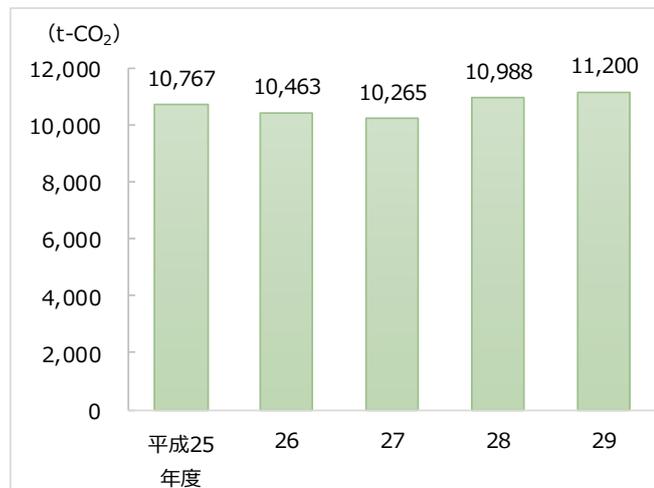


図 西東京市の事務事業における CO₂排出量

資料：環境保全課

(5) 環境意識の醸成・協働の仕組み

本市では、市民団体と協働で開催する観察会や環境講座を実施しており、参加型・体験型の講座も多く開催されています。なかでもエコプラザ西東京は、環境教育の拠点、環境団体や市民活動の場としての役割を果たしています。エコプラザ西東京では、市の取組に加えて国や東京都、市民団体の取組等の環境に関する情報を市民や事業者提供しています。

3.3. 2次計画の施策の進捗状況

(1) 指標及び目標の推移

【基本方針1.自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めます】

■ 環境指標及び目標の進捗状況

- 公園・緑地の面積は、平成27年度及び平成29年度に借地公園の一部を返還したため公園面積が若干減少していますが、毎年度公園や緑地の整備が進められています。
- 公園ボランティア数は、増加傾向にありましたが、平成29年度に実態調査を行った結果、740人となっています。
- 郷土資料室の来館者数は、平成26年度から順調に増加してありましたが、平成29年度は減少に転じています。

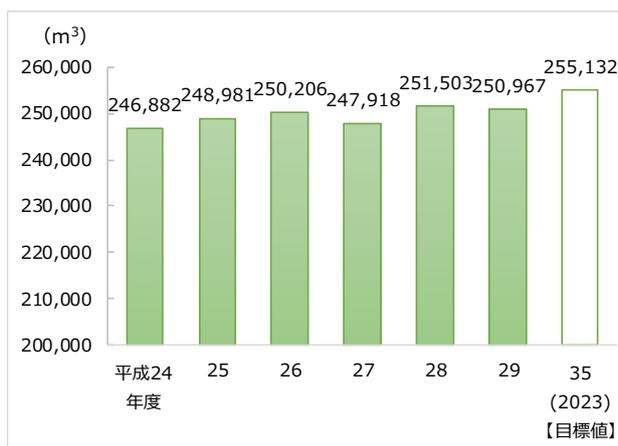


図 公園・緑地の面積

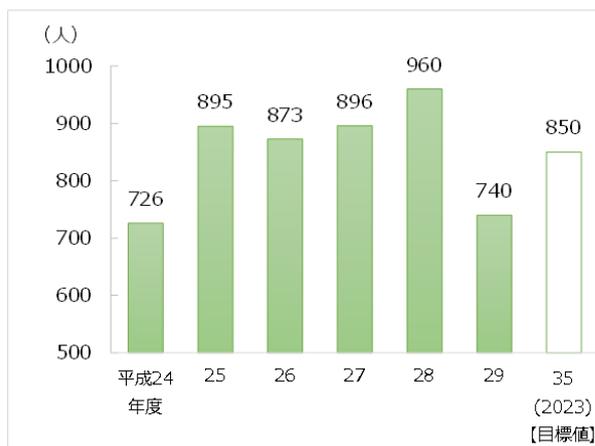


図 公園ボランティア数

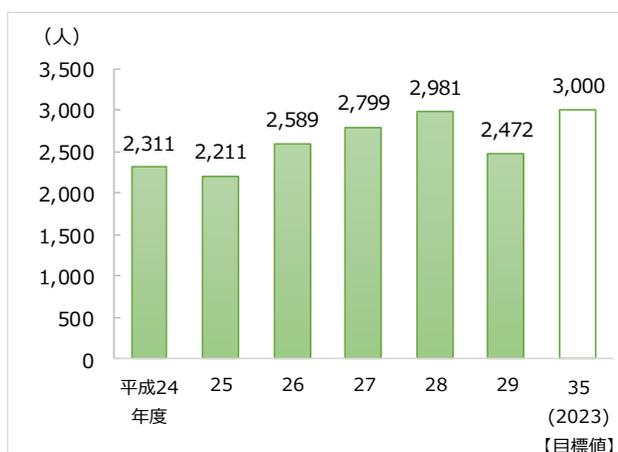


図 郷土資料室の来館者数

【基本方針 2 .資源の有効活用、ごみの削減を進めます】

■ 環境指標及び目標の進捗状況

- 家庭ごみ原単位は、平成 25 年度以降毎年減少しており、目標達成に向けて順調に推移しています。
- ごみ排出量は、平成 25 年度をピークに緩やかに減少しておりましたが、平成 29 年度にわずかながら上昇に転じています。
- 資源化率は、概ね横ばいで推移しており、目標達成に向けたさらなる取組の推進が必要です。

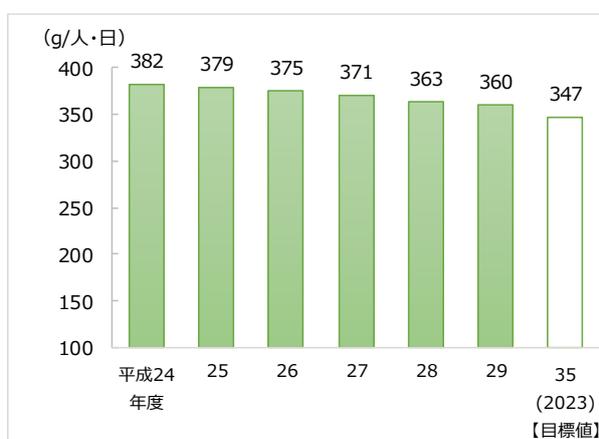


図 家庭ごみ原単位

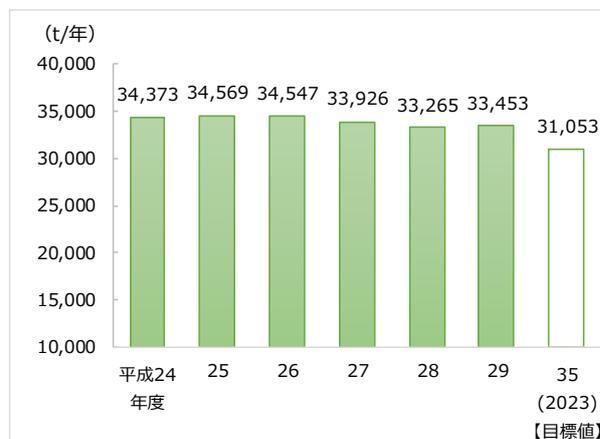


図 ごみ排出量

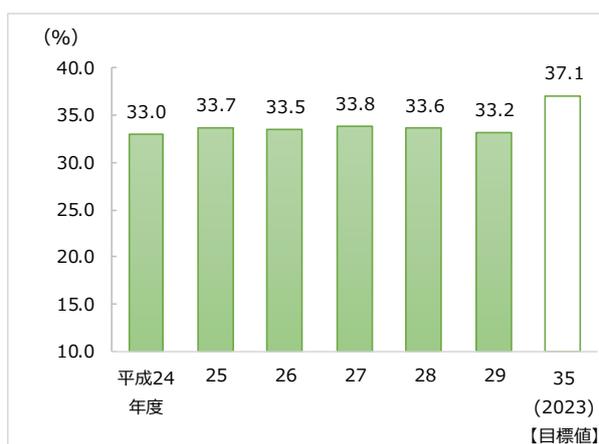


図 資源化率

【基本方針 3.安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます】

■環境指標及び目標の進捗状況

- 大気環境基準について、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は市内3地点で環境基準を満たしており、毎年度目標を達成しています。光化学オキシダントについては、市内の測定地点のみでなく、東京都内全地点で目標を達成できていません。
- 河川の水質（BOD）は、いずれの年度においても環境基準値を満たしています。平成29年に見直しが行われ、環境基準が5mg/Lから3mg/Lに変更となっています。
- 自動車騒音は、いずれの年度も昼間・夜間ともに高い数値で推移しており、目標の100%まであとわずかとなっています。

表 大気環境基準の達成状況

(達成地点/測定地点)

項目	実績値						目標値
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H35年度
二酸化窒素	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
浮遊粒子状物質	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
光化学オキシダント	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	1/1



図 河川の水質の環境基準の達成状況 (BOD 石神井川溜漕橋)

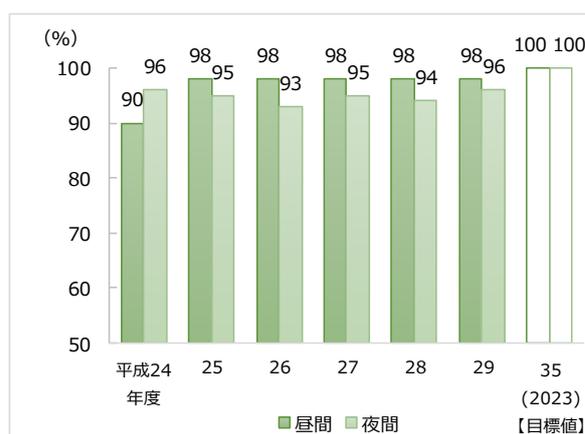


図 自動車騒音の環境基準の達成状況

【基本方針 4 .地球温暖化対策を進めます】

■ 環境指標及び目標の進捗状況

- 市内における電気の使用量は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて減少傾向にありましたが、平成 28 年度は増加しています。
- 市内におけるガスの使用量は減少傾向にありましたが、平成 28 年度に上昇しています。
- 住宅用太陽光発電設備の設置数は増加傾向にあり、平成 27 年度に目標を達成しています。
- 市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数は、平成 26 年度以降、減少に転じています。

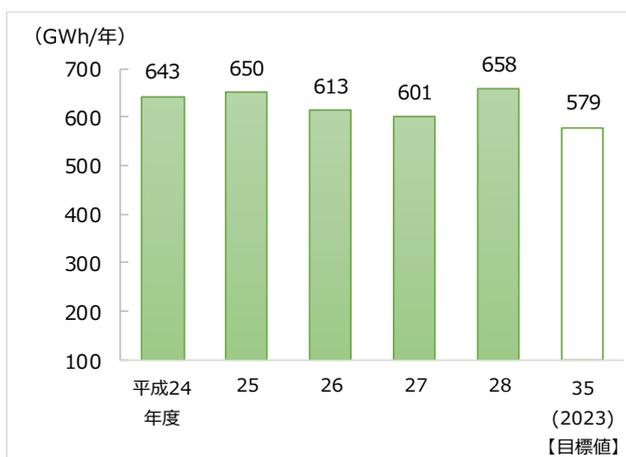


図 市内におけるエネルギー使用量（電気）



図 市内におけるエネルギー使用量（ガス）

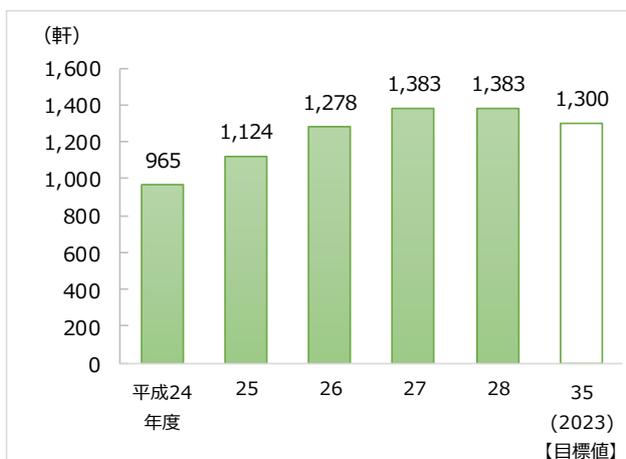


図 住宅用太陽光発電設備の設置数（軒）

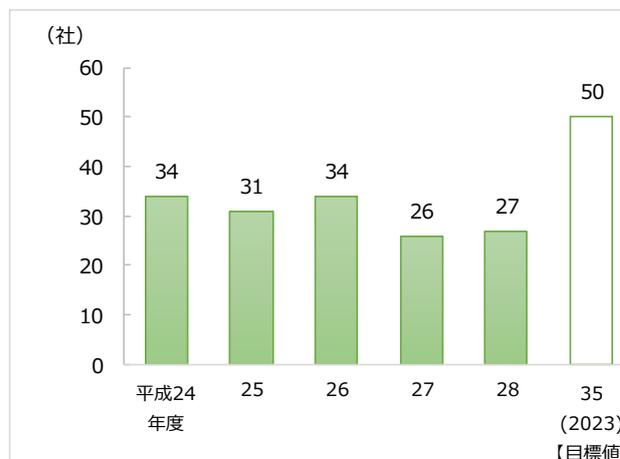


図 市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数（社）

【基本方針 5.環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます】

■環境指標及び目標の進捗状況

- 環境学習事業数は、目標値である 140 事業前後を推移しており、概ね目標を達成しています。
- 環境学習講座への参加人数は平成 29 年度に減少に転じたものの、平成 25 年度以降、目標を達成しています。
- 地域での環境保全活動に参加したことがある市民の割合は、アンケート結果（平成 30 年 9 月実施）によると、平成 24 年度から 3 ポイント増加しています。

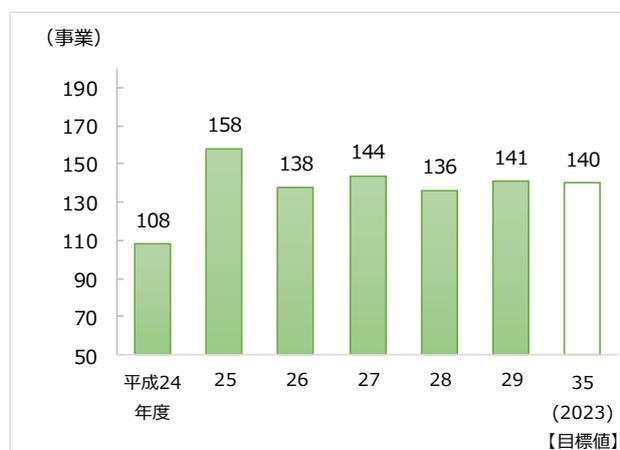


図 環境学習事業数(事業)

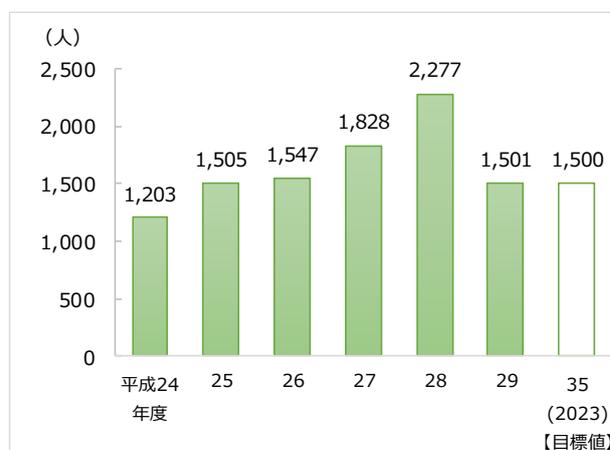


図 学習講座への参加者数(人)

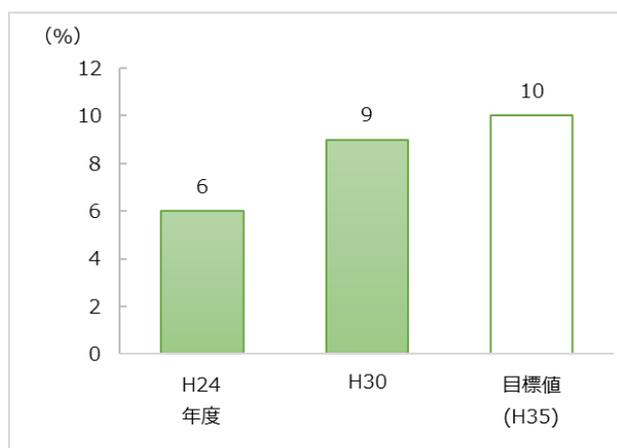


図 地域での環境保全活動に参加したことがある市民の割合(%) (アンケート結果より)

(2) 事業の実施状況

2次計画では5つの基本方針、20の施策の方針、52の施策に基づいて各種取組を進めてきました。ここでは、平成26年から29年の間に取り組まれた施策について、実施状況を整理しています。

基本方針別に事業の実施状況を見ると、全ての方針で事業が取り組まれており、計画的に進められていることがわかります。基本方針によって施策の数が異なるため、単純に比較することができませんが、事業実施状況（実施事業数÷施策数）で基本方針を比較すると、基本方針3、基本方針4、基本方針5に関連する取組が比較的多くなっており、今後は基本方針1、基本方針2に関連する取組についてもさらに推進する必要があります。

基本方針	施策数 (A)	実施事業 数(B)	事業実施 状況(B/A)
基本方針1 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めます	12	16	1.3
基本方針2 資源の有効活用、ごみの削減を進めます	7	11	1.6
基本方針3 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます	12	24	2.0
基本方針4 地球温暖化対策を進めます	10	21	2.1
基本方針5 環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます	11	23	2.1
計	52	95	—

表 基本方針別の事業実施状況

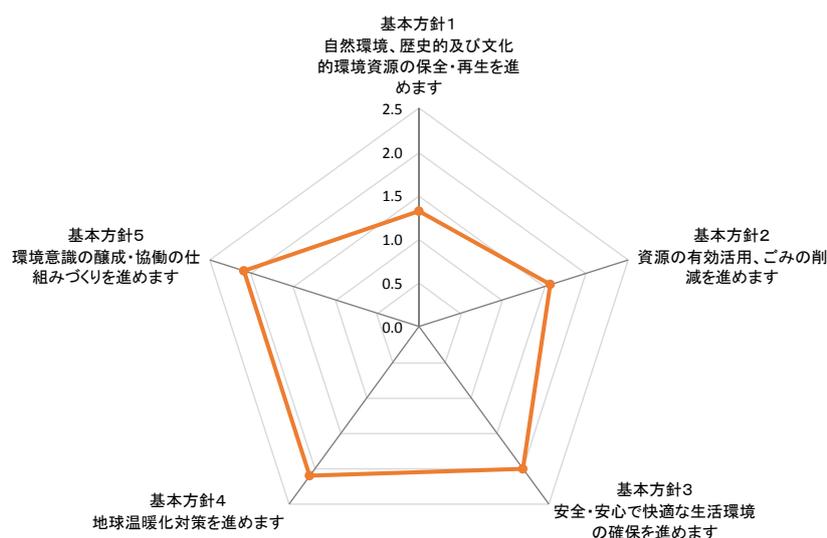


図 基本方針別の事業の実施状況（実施事業数÷施策数）

3.4. アンケート調査及びヒアリング結果

(1) 市民アンケート調査結果

【調査目的】

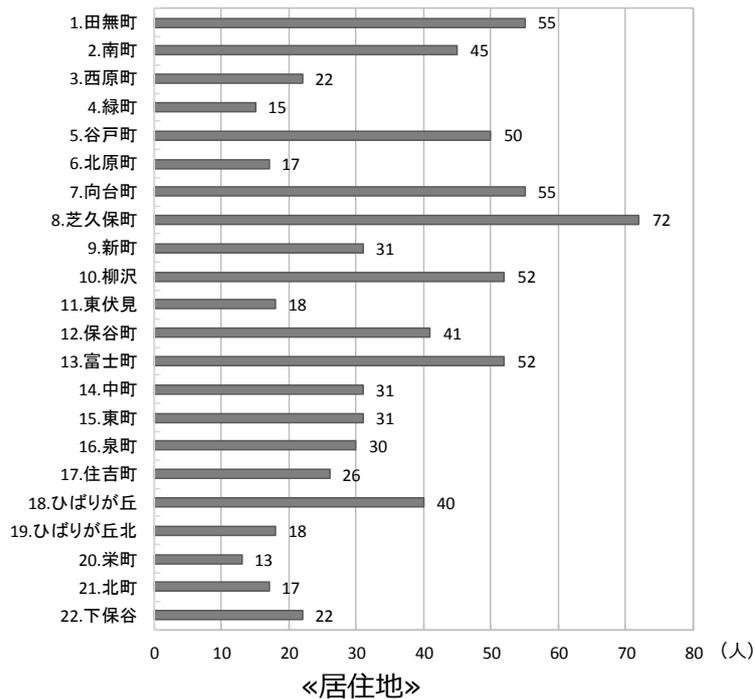
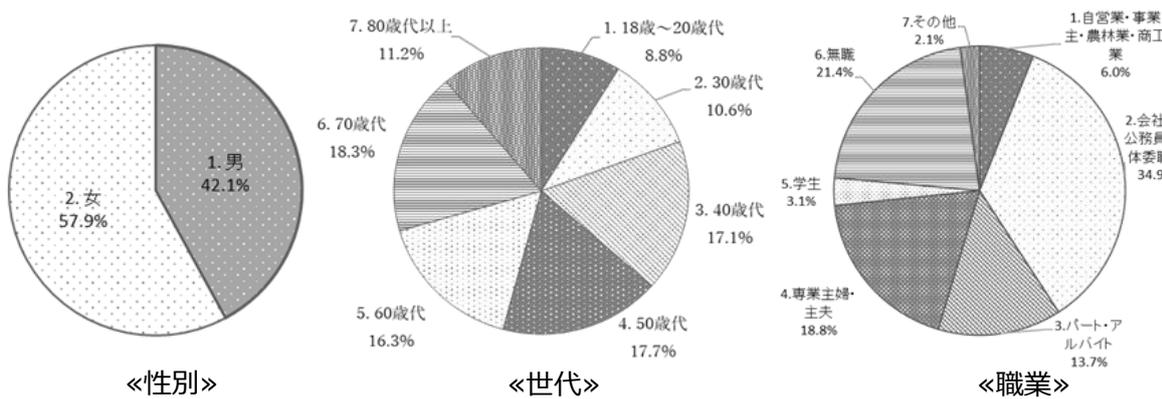
環境に関する施策の進捗状況や、市民の環境への考え・意見を把握するために実施しました。

【調査概要】

表 調査の概要

対象者	西東京市在住の18歳以上の2,000人の市民を無作為抽出
調査期間	平成30年9月5日(水)～平成30年9月30日(日)
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収
回答数(回答率)	754(37.7%)

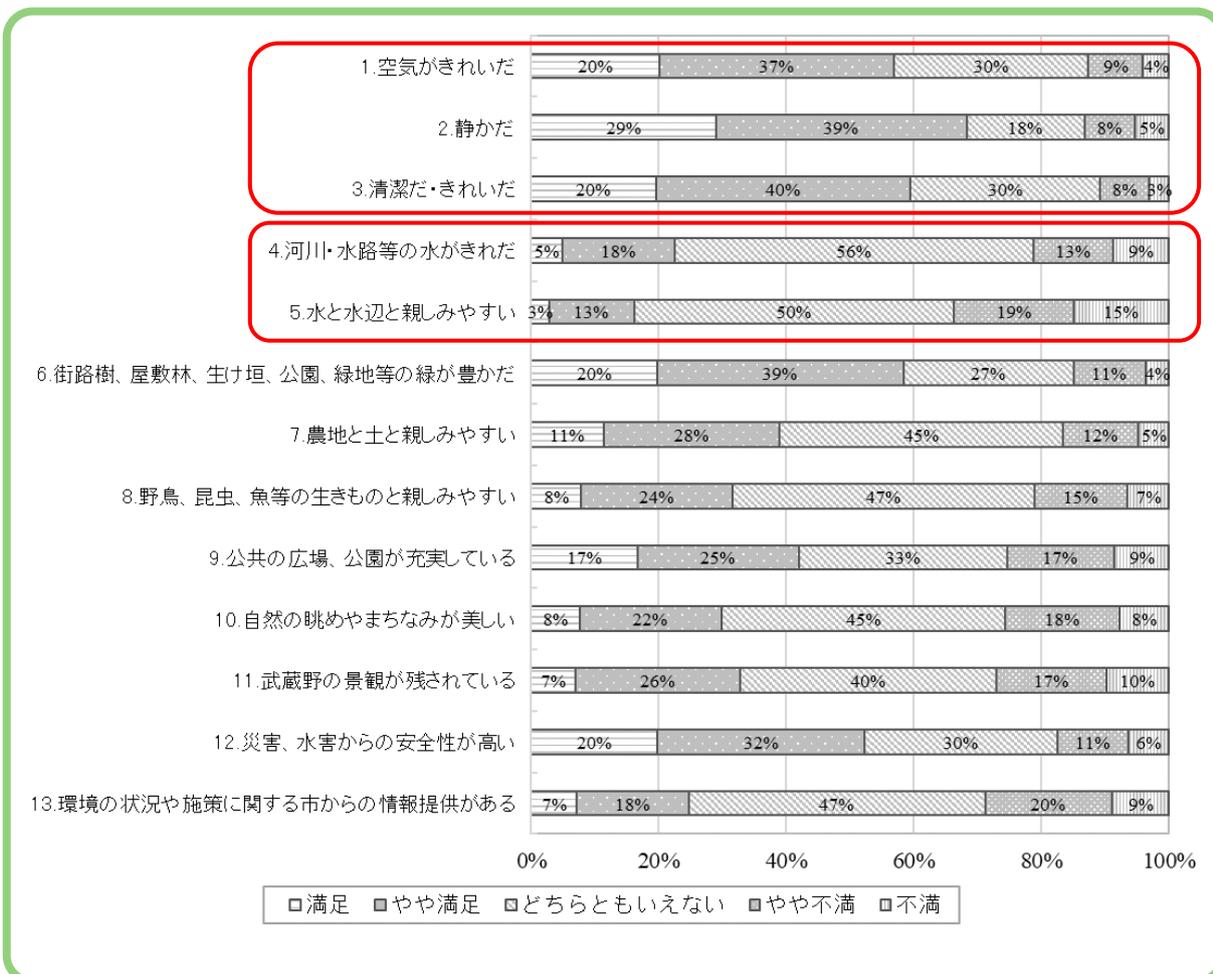
【回答者の属性】



【調査の結果（一部抜粋）】

○地域の環境の満足度

地域の環境については、「2.静かだ」「3.清潔だ・きれいだ」「1.空気がきれいだ」の満足度が高くなっており、反対に「5.水と水辺と親しみやすい」「4.河川・水路等の水がきれいだ」の満足度が低くなっています。



○日常における環境保全活動実施状況（平成 24 年と平成 30 年の比較）

23 項目の環境保全活動について聞いたところ、平成 30 年は、日常生活の中で「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合計した割合が5割以上になったものは 19 項目となっており、特に「13.市のルールに従って「ごみの分別」を行う」（99%）が高くなっていました。一方で「15.生ごみ処理機や堆肥化容器等を使って、生ごみを減量化する」は、「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合計した割合が 15%と低くなっていました。

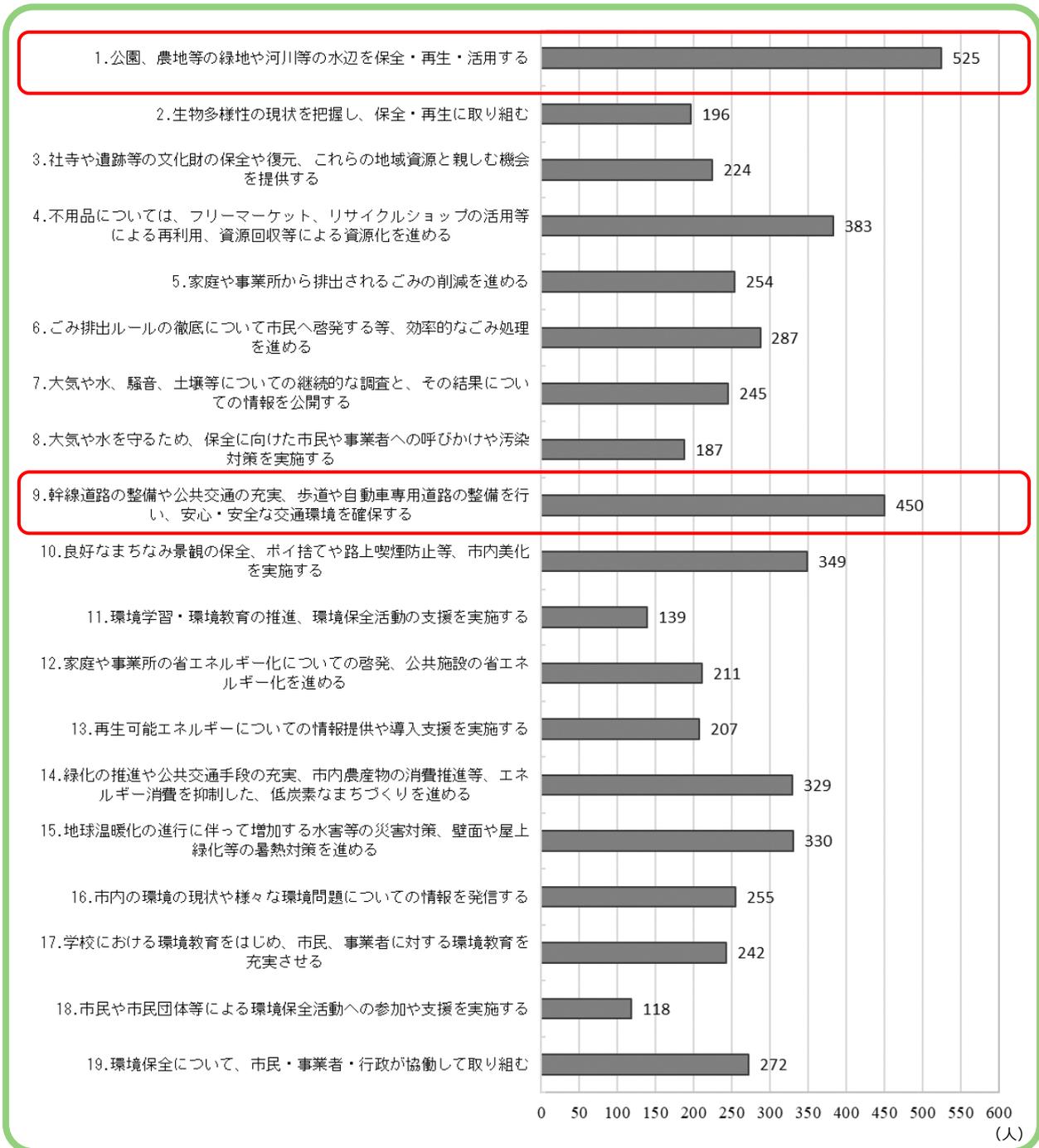
平成 24 年と平成 30 年を比較すると、「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」の合計した割合が上がったのは枠囲みの4項目であり、逆に 17 項目において下がっています。特に、「2.夏の日差しをさえぎるための緑のカーテンやすだれを設置している」「22.家で食物を栽培する」は大きく下がっています。



※3,9は2018年度調査で新たに追加した項目

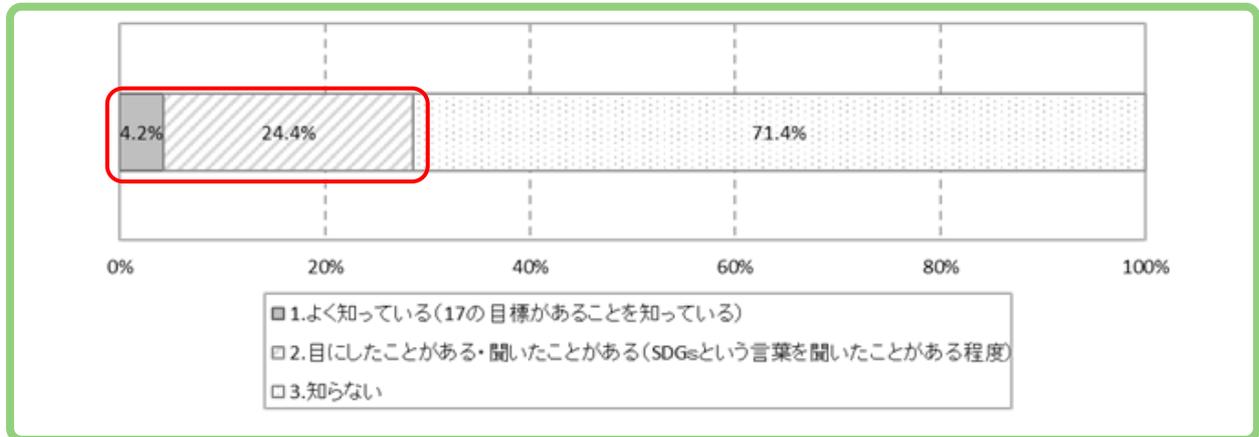
○西東京市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組

西東京市の環境保全のために、市が力を入れるべき取組については、「1.公園、農地等の緑地や河川等の水辺を保全・再生・活用する」（525人）が最も多く、次いで「9.幹線道路の整備や公共交通の充実、歩道や自動車専用道路の整備を行い、安心・安全な交通環境を確保する」（450人）となっています。



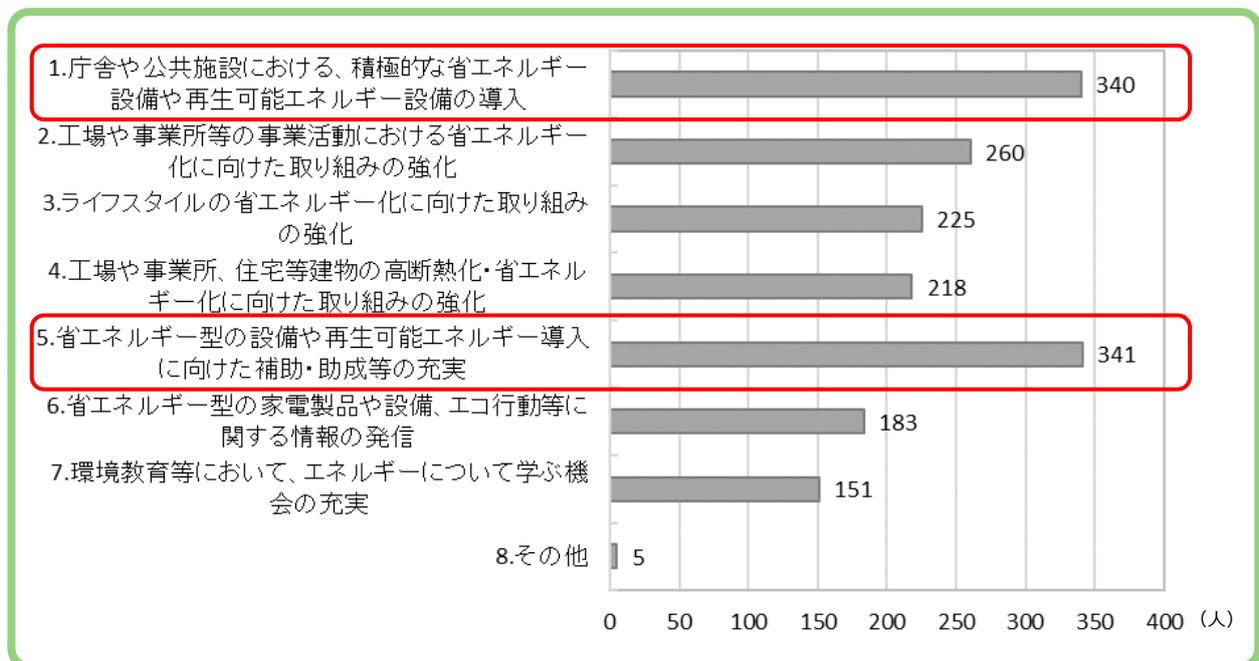
○持続可能な開発目標（SDGs）の普及状況

SDGs については、「1.よく知っている（17 の目標があることを知っている）」と回答した人の割合が 4.2%と低く、「2.目にしたことがある・聞いたことがある（SDGs という言葉を聞いたことがある程度）」と回答した人と合わせても 28.6%でした。



○今後、市がエネルギーの効率的利用・省エネルギー化を進める上で、特に重要だと思う取組

低炭素社会・循環型社会の構築に向けて、特に重要な市の取組は、「5.省エネルギー型の設備や再生可能エネルギー導入に向けた補助・助成等の充実」（340 人）が最も多く、次いで「1.庁舎や公共施設における、積極的な省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入」（341 人）となっています。



(2) 団体ヒアリング結果

【ヒアリング目的】

市内の環境関連市民団体及び事業者における活動内容及び活動する上での課題等を把握し、本計画の施策などの検討に際して参考とすることを目的としました。

【ヒアリング対象】

○市民団体（8 団体）

エコプラザ西東京の登録団体に対して行った事前アンケートにてヒアリング調査への対応の可否を確認し、対応可能と回答した団体について、面談による聞き取り調査を実施しました。

○事業者（6 事業者）

西東京市内に本社もしくは事業所を持つ事業者に対して、事業者にヒアリングへの対応の可否を確認し、対応可能と回答した事業者について、面談による聞き取り調査を実施しました。

【ヒアリング結果】

ヒアリング調査の結果から、市内の環境保全を円滑に進めるための主な課題や提案として、以下に示す事項が挙げられました。

主な課題や提案事項

- 団体のメンバーの高齢化・人員不足（マンパワーが足りないため活動内容を抑制せざるを得ない状況にある）、若い世代等、新規団体加入者の不足（若い世代が活動に参加する環境づくりが必要）への対応
- 団体の活動内容の情報発信等についての市による支援（広報誌、SNS等）
- 団体が市とタイアップして取り組んでいることをアピールできる仕組み・体制（団体だけの活動では市民の協力を得ることが難しいため）
- 団体と一般市民、学校等との連携の支援（コネクションづくりの支援、イベント情報の発信等、市民がイベントに参加しやすい環境づくり等）
- 市の各種事務手続きの簡素化（補助や施設利用手続き等）
- エコアクションの社会的認知度の向上（より多くの人や企業がエコアクションを認知することで、社員の取組に対する意識が上がり、会社としても企業価値が高まる）
- エコアクションを取得したことの評価や入札などによるメリットを高める（さらなる普及のため）
- 市が行う事業として、取り組みやすく、また PR 効果が大きいイベント（打ち水など）の実施（効果を定量的に評価して示すことも重要）

3.5. 現状と課題を踏まえた本計画の方向性

(1) 本計画検討にあたっての課題・考慮すべき事項

ここでは、本市を取り巻く環境の現状、2次計画の進捗、アンケート及びヒアリング結果を踏まえた課題を整理します。

環境現状 環境の現状に基づく事項
 計画進捗 2次計画の進捗に基づく事項
 アン・ヒア アンケート・ヒアリングに基づく事項

【自然環境、歴史的及び文化的環境資源】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
自然環境	みどりを保全するためには、土地所有者や近隣住民等の理解を得て地域全体で協力する取組が重要です。農地については、今後、持続可能な農業経営を進めることで農地の保全を進め、地域の財産として農業者と市民が相互に理解し守っていく仕組みが必要です。	環境現状
	多様な生物の生育・生息の場を保全するために、グリーンインフラの保全や活用、生物多様性の現状の把握や市民への意識啓発等を進めるとともに、外来生物についての情報共有や適切な対処が必要です。	環境現状
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、緑地の保全・再生が求められています。	アン・ヒア
歴史的文化的環境資源	歴史的及び文化的環境資源は、先人たちの生活を知る資料であり、人と自然との関わり方の観点から重要な資源であるため、地域、市が協力して守り、次世代に引き継いでいくことが必要です。	環境現状
全般	生物多様性保全の取組をはじめ、市域の自然、歴史等の保全に向けた取組を推進する必要があります。	計画進捗

【資源の有効活用、ごみの削減】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
資源の有効活用、ごみの削減	ごみを埋め立てている処分場のスペースに限りがあるため、西東京市で生活する一人ひとりが4Rに取り組み、さらなるごみの発生抑制と資源化を推進して処分場の延命化を図る必要があります。	環境現状 計画進捗
	国は、3Rのうちリサイクルと比べて一般的に資源の減失やその過程から発生する廃棄物等の量が少ないリデュース及びリユースを優先的に進めるべきとしている点、また、市民1人ひとりの協力で進められる点を踏まえ、本市ではリフューズ及びリデュース、リユースを一層取り組む必要があります。	環境現状
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、不用品の再利用・資源回収等による資源化が求められています。	アン・ヒア

【安全・安心で快適な生活環境】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
大気環境等	自動車の利用や事業活動による大気環境の悪化を抑制する必要があります。エコドライブや事業者による自主的な取組を推進することが必要です。ただし、PM _{2.5} 等の大気環境は広域的な問題であることから、国や東京都、近隣自治体等との連携が必要です。	環境現状
河川の水質	河川の水質調査や市民への啓発活動の継続実施が必要です。市民団体等との協働により、河川の清掃や多様な生物の生育・生息地の形成に向けた取組を進めていくことが課題となっています。	環境現状
	国や東京都、上流及び下流の近隣自治体などと連携した取組も必要です。	環境現状
	市内の水辺への親しみやすさや河川・水路などの水のきれいさについて、市民の満足度が低くなっており、改善が必要です。	アン・ヒア
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、水辺の保全・再生が求められています。	アン・ヒア
交通環境とまちの美化	高齢化が進むなかで、誰もが市内を安全に移動できる交通環境の整備を進める必要があります。	環境現状
	バス交通の利便性の向上や歩行者・自転車空間の整備の推進により、低炭素な交通環境の実現を目指す必要があります。	環境現状
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、安全・安心な交通環境の確保が求められています。	アン・ヒア
	今後も、市民への啓発活動や市内の美化活動の継続的な実施が必要な一方、地域における企業や自治会、商店会、市民ボランティア等の協力が必要です。	環境現状
	受動喫煙についても、健康増進法改正の動向や2020年の東京都受動喫煙防止条例の完全施行を踏まえ、関係機関との連携が必要です。	環境現状

【地球温暖化対策の推進】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
市域における地球温暖化対策	温室効果ガス排出量は増加しており、特に増加傾向にある民生家庭部門や民生業務部門において一層の排出削減対策を推進していくことが求められています。	環境現状
	台風の大型化や局地的集中豪雨をはじめ、地球温暖化が起因すると考えられる様々な影響が日本各地で多発する中、温暖化への適応策について検討する必要があります。	環境現状
	今後、低炭素化を図る上で市が進めるべき施策としては、省エネルギー型設備や再生可能エネルギー設備について、市民への導入支援や庁舎や学校への導入が求められています。	アン・ヒア
事務事業における地球温暖化対策	事業所としての西東京市からの温室効果ガスの排出量については、東日本大震災の影響もあり、増加傾向にあります。	環境現状
	庁舎や施設の設備更新時に省エネルギー機器を導入することにより、温室効果ガスの削減を目指す必要があります。	環境現状
	市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数は、数値指標の目標に届かない見込みです。また、認証取得済み事業者から十分なメリットが得られているとの意見もあることから、取得支援及び取得後のフォローアップが必要です。	計画進捗 アン・ヒア

【環境意識の醸成・協働の仕組み】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
環境意識の醸成	家庭や職場での小さな行動の積み重ねが、環境の負荷を軽減につながることを知る必要があります。	環境現状
	平成 24 年と平成 30 年における市民の環境保全活動の取組状況を比べると、多くの活動で実施率が下がっており、市民の環境保全活動への関心を高める必要があります。	アン・ヒア
協働の仕組み	今後、市民・事業者・市が協働でみどりの育成や省エネルギー等の環境保全活動を推進し、拡大していく必要があります。また、その取組の中で環境分野に関わる人たちが活躍できる場をつくり、活用することも必要です。	環境現状
	市民・事業者・市の協働体制の構築に向けた仕組みづくりを進める必要があります。	計画進捗
	市民団体について、活動支援（情報発信、連携体制構築、市とのイベント共同実施、各種手続きの簡略化）を通じて、活動しやすい環境づくりに努める必要があります。	アン・ヒア

(2) 本計画見直しの方向性

ここでは、近年における西東京市の環境を取り巻く変化や前述した計画の課題・考慮すべき事項を踏まえ、2次計画からの見直しの方向性を整理します。

●西東京市の環境を取り巻く変化

- 地球温暖化問題への対応（気候変動と関連すると思われる事象の発生、パリ協定の締結）
- 生物多様性の危機への対応（日本の動植物の約3割が絶滅の危機）
- 資源や食料需給ひっ迫への対応（食べられるにも関わらず廃棄される食品の大量発生）
- 持続可能な開発に向けた取組の推進（持続可能な開発目標 SDGs の国連採択）

●主な西東京市の環境課題や配慮すべき事項

◀自然環境、歴史的及び文化的環境資源▶

- 農地、緑地等自然環境の保全
- 生物多様性についての情報発信・現状把握・保全、グリーンインフラの保全・活用
- 外来生物対策 等

◀資源の有効活用、ごみの削減▶

- 継続的な4R（3Rに加えREFUSE＝もらわない・買わない）の推進等

◀安全・安心で快適な生活環境▶

- 河川や水路の維持管理等を通じた良好な水辺環境の創出
- 安全・安心な交通環境の整備
- 受動喫煙の防止等、市民の健康増進 等

◀地球温暖化対策の推進▶

- 民生家庭部門・業務部門におけるさらなる温室効果ガス排出の抑制
- 地球温暖化への適応の検討
- 環境マネジメントシステム推進支援 等

◀環境意識の醸成・協働の仕組み▶

- 市民・事業者・市民団体・市が協働して環境保全に取り組む体制の構築
- 市民団体の活動支援の推進 等

2次計画からの主な見直しの方向性

- 自然・歴史：生物多様性の保全についての取組の強化
- 地球温暖化：地域推進計画の包含による地球温暖化対策の推進
- 環境意識・協働：市民・事業者・市民団体の活動の支援策、支援体制のさらなる充実
- 生活環境：水辺環境の保全の取組強化、環境保全を通じた健康増進の取組推進
- SDGs と環境基本計画のつながりの明確化、SDGs についての普及促進

2次計画の施策の体系をベースとして、基本方針、基本施策、施策、重点プログラムに反映

第4章 計画のめざすところ

4.1. 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境

保全

回復

創造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

4.2. 環境の将来像と実現に向けた5つの基本方針

本市において、環境保全の取組を進めていく上で目標とする環境の将来像を「自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安全なまち 西東京」と設定するとともに、これを実現するため、環境の現状と課題を踏まえた5つの基本方針に基づいて環境保全の取組を進めます。

環境の将来像

「自然とのふれあいを皆で大切に育む すごしやすい安全なまち 西東京」

市民・事業者・市が西東京市の環境保全に向けて取り組む

- 基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます
(西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編)
- 基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます
- 基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます
- 基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます
- 基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます

平成 22 年に策定した温暖化対策地域計画を改定し、新たな目標を設定した上で「西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」として、本計画に包含します。

温室効果ガスの排出量及びエネルギー消費量の削減に向け、公共施設において省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。

また、市民や事業者の自主的な取組を後押しし、市民・事業者・市が一体となった取組を進め、低炭素社会の実現を目指します。

一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化による様々な影響への適応について、検討を行います。

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・創出・活用を進めます

みどりの保全・創出・活用に取り組むとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の保全に取組、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。

河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、国史跡下野谷遺跡をはじめとした市内の文化財の保存・活用を進めるとともに、社寺等の歴史的及び文化的環境資源として守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

循環型社会をさらに推進するために、市民の意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。

また、ごみの発生抑制や資源化の取組に一定の成果を挙げている事業者や環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・市が一体となっておごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、市内美化の推進等を継続して実施します。

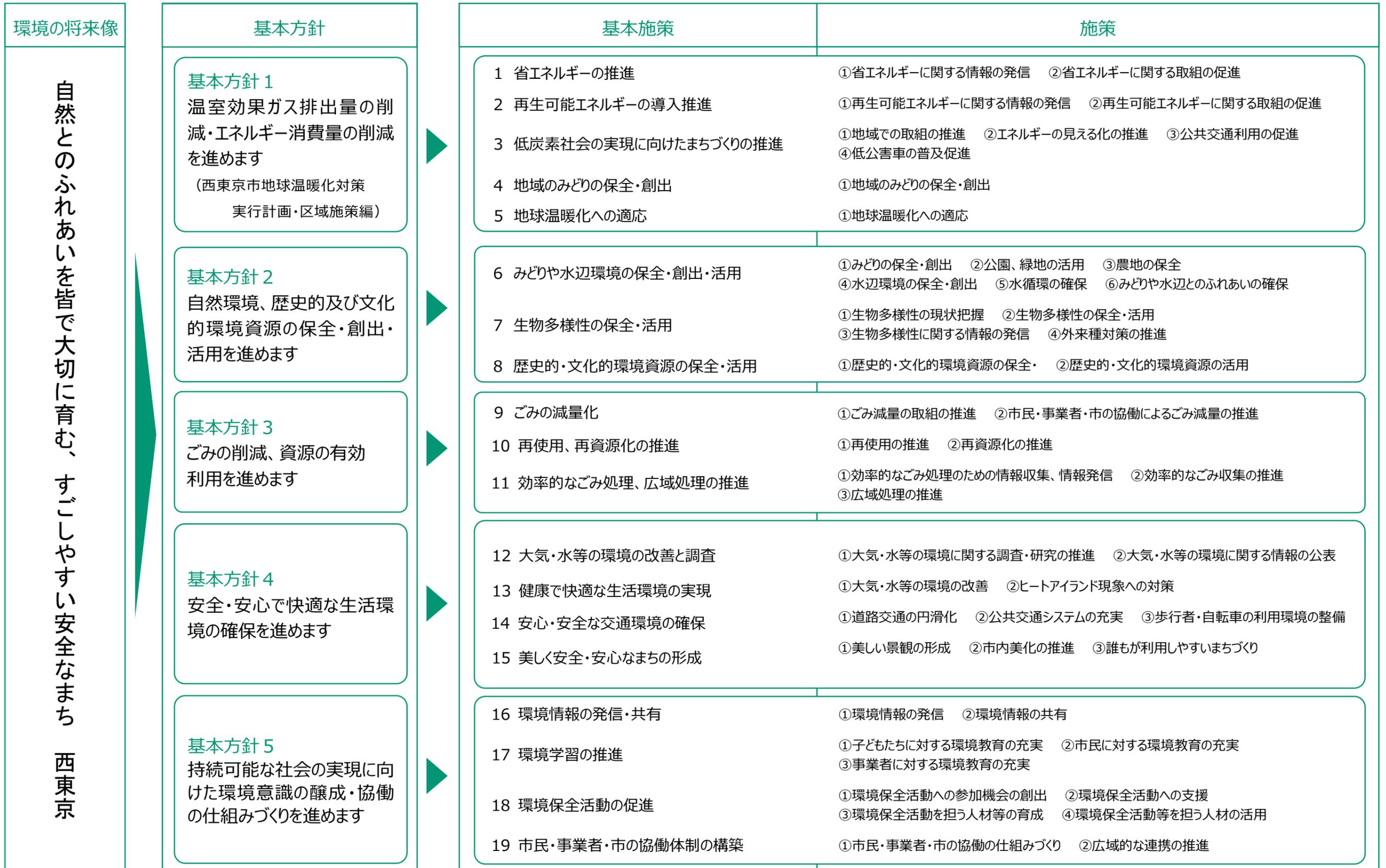
また、道路の段差解消などバリアフリー化や電線類地中化を進めるとともに、マイカーに過度に頼らず移動しやすい低炭素な交通環境の実現など、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた 環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

環境の将来像を実現するために、市民・事業者・市のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加が重要となることから、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。

また、次世代を担う子どもたちに環境教育・環境学習の場を提供するとともに、SDGs の概念を普及・啓発を行い、持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成を進めます。

4.3. 環境の将来像実現に向けた施策の体系



4.4. SDGs と本計画との関わり

SDGs の構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものも含まれています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナースhipで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナースhipを活性化する</p>		

図 SDGs の 17 ゴールと概要

出典：国連広報センター

「地方創生に向けた自治体SDG s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ（平成 29 年 11 月 自治体SDG s 推進のための有識者検討会）の中で、自治体がSDG s に取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながると示されています。

SDG s の推進には市だけでなく、市民や事業者などの広範で多様な主体の参画が不可欠です。このため、本計画では、基本方針等とSDG s との関連性を示し、SDG s の概念の理解促進や様々な業種における事業活動への率先的な関わりを促すことで、SDG s の目標達成への貢献を目指します。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民のQ O L（Quality of Life）の向上 ● 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進 ● 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出 ● ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化 ● S D G s 達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 国との調整 ● 多様なステークホルダー間の連携の支援 ● 成功事例を実現するためのノウハウの発信 ● 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出 ● 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役 ● 地域の取組を国内外へ発信

表 自治体がSDG s に取り組むことのメリット及び自治体の役割

資料：「地方創生に向けた自治体SDG s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ

本計画に基づく取組は、SDG s で示されている 17 のゴールの解決に貢献するものでもあり、各種環境施策の効果は、17 のゴールのうちの 1 つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。

このため、SDG s で示されている 17 個のゴールの中で、特に環境と関連の深いゴールとして、次の 11 個のゴールと本計画の理念及び環境の将来像を実現するための基本方針とを関連付け、次ページに整理します。

なお、他のゴールについても、本計画と全く関わりがないものではなく、取組の方法や施策の着眼点によっては、解決への貢献が可能であると考えます。

基本方針	SDGsのゴールと本計画からみた達成への貢献可能な内容	
基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及を図るとともに、省エネルギー機器の導入を推進します。
		<ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進を通じて温室効果ガスの排出を抑制します。 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全を通じて農産物の生産量の増加に貢献するとともに、環境にやさしい農業の普及を通じて環境負荷を低減します。
		<ul style="list-style-type: none"> 河川や用水、水路の適正な管理、水源かん養機能を持つ農地の緑地や保全を通じて良好な水循環を確保します。 河川や農地、樹林など水に関連する生物多様性を確保します。
		<ul style="list-style-type: none"> 緑地や公園の保全・整備を行い、市民が憩える公共スペースを提供します。
		<ul style="list-style-type: none"> 河川や用水、水路の適正な管理、河川の水質汚濁などの防止を通じて、海洋汚染の抑制に貢献します。
	<ul style="list-style-type: none"> 市街地における緑である緑地や農地の保全を通じて、生態系の保全を図ります。 生物多様性についての情報発信や希少種の保護、外来種の駆除を通じて、生物多様性を保全します。 	
基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理を行うとともに、市内美化を推進します。
		<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生防止、削減、再使用・再生利用により、ごみの排出を抑制します。 製造から販売、消費に至る全ての段階における食品廃棄物の削減を推進します。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 大気・水・土壌の汚染を防止するとともに、有害化学物質の適正管理の呼びかけ等による、健康被害を抑制します。 歩車道分離や歩道の拡大による歩行者・自転車利用環境の整備を進め、道路交通事故を抑制します。
		<ul style="list-style-type: none"> 河川や用水、水路の適正な管理、水源かん養機能を持つ農地の緑地や保全を通じて良好な水循環を確保します。 下水道事業を通じて河川の水質汚濁や有害物質による河川水質の汚染などを防止します。
		<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対応した公共交通機関の充実を図ります。 緑地や公園の保全・整備を行い、市民が憩える公共スペースを提供します。 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 市街地における緑である緑地や農地の保全を通じて、生態系の保全を図ります。
基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や市民・事業者への環境学習の機会を通じて持続可能な開発を実現するために必要な知識や等を身に着けます。
		<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・各種団体・市が協働し、環境保全活動を推進します。

第5章 将来像を実現するための取組

ここでは、将来像を実現するための具体的な取組について、基本方針ごとに示します。それぞれの基本方針には、環境像の実現に向けた進捗状況を定量的に評価するための指標及び目標を設定するとともに、市が進める「施策」、市民・事業者が環境配慮のために率先して進めるべき取組を示しています。

ただし、基本方針1については、西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編としての内容を併せ持っていることから、上記の構成とは異なっています。

基本方針1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます
(西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編)

基本方針2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます

基本方針3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

基本方針4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

基本方針5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本方針1の構成

■排出係数と削減目標について

本市の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量について、目標年度(2030年度)における将来推計値と削減目標値について、概要を説明しています。

■指標及び目標

基本方針の進捗状況を把握・評価するための指標。温室効果ガス排出量とエネルギー消費量について、基準値と削減目標値を示しています。

なお、この削減目標値は、地球温暖化対策推進計画(区域施策編)の目標値として位置付けています。

■基本施策

○施策(市の取組)

市が進めるべき具体的な取組について示しています。

○市民の取組,事業者の取組

基本施策に基づいて市民及び事業者が進めるべき環境配慮の取組を示しています。

基本方針2～5の構成

■指標及び目標

基本方針の進捗状況を把握・評価するための指標。現状(平成29年度)と目標年度(平成35年度)における値を示しています。

■基本施策

○施策(市の取組)

市が進めるべき具体的な取組について示しています。

○市民の取組,事業者の取組

基本施策に基づいて市民及び事業者が進めるべき環境配慮の取組を示しています。

基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます (西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編)

排出係数と削減目標について

○電気の二酸化炭素排出係数

電気の二酸化炭素排出係数とは、1kWhの電気を発電する際に必要な燃料（石油等）を燃焼させたことで発生する二酸化炭素の量を意味することが一般的であり、単位はkg-CO₂/kWhで表します。

1990年以降の東京電力による電気の二酸化炭素排出係数の推移を右図に示します。2003年度は、東京電力の検査・点検等の不正問題に起因する原子力発電所の稼働率低下、2007年度は、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止、2011年度以降、東日本大震災以降の原子力発電所の停止により、火力発電への依存度が高くなったため、排出係数が上昇しています。

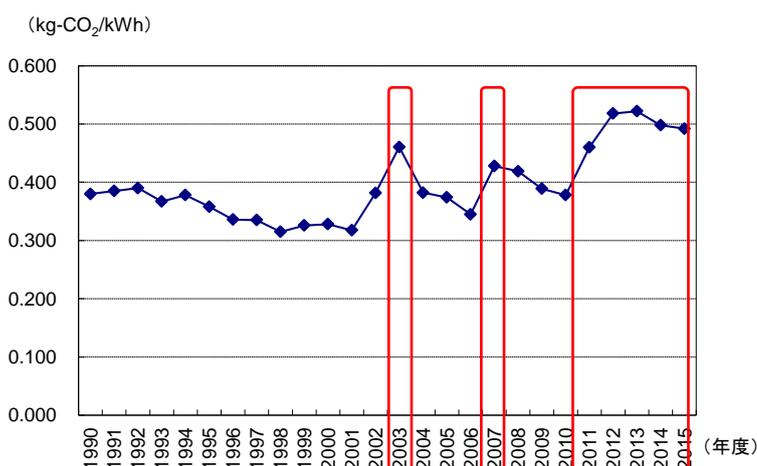


図 二酸化炭素排出係数の推移

資料：環境保全課作成

○温室効果ガス排出量とエネルギー消費量

第3章で示した通り、エネルギー消費量が減少しているにもかかわらず温室効果ガス排出量が増加しているのは、エネルギー使用量に対する温室効果ガス排出量が増加しているためです。例えば、エネルギー1TJから発生する温室効果ガスの排出量を算定すると、2000年度（基準年度）は0.074千t-CO₂/TJに対し、2015年度では0.101千t-CO₂/TJと約1.36倍となっています。

区分	2000年度	2005年度	2010年度	2015年度
温室効果ガス排出量…A (千t-CO ₂)	514	573	521	545
エネルギー消費量…B (TJ)	6,979	7,122	6,252	5,421
エネルギー1TJから発生する 温室効果ガスの排出量…A/B (千t-CO ₂ /TJ)	0.074	0.080	0.083	0.101

表 エネルギー1TJから発生する温室効果ガスの排出量の変化

資料：環境保全課作成

○温室効果ガス排出量の将来予測

現行の温暖化対策地域計画における 2020 年度（目標年度）の温室効果ガス排出量は、542.9 千 t-CO₂と推計され 2000 年度（基準年度）比で 5.7%増加する見込みです。また、2030 年度は、516.9 千 t-CO₂と推計され 2000 年度比で 0.7%増加する見込みです。

2015 年度以降は、緩やかに温室効果ガスの排出量は減少する見込みであり、産業部門や運輸部門は大きく減少していくと予測されます。産業部門は、農業や建設業、製造業における経済活動の縮小、運輸部門は自動車保有台数の減少や低公害車の普及が主な要因です。

一方、民生家庭部門は今後も人口や世帯が増加すると推計され、それに伴い温室効果ガスの排出量も増加することが予測されます。また、民生業務部門は事業所の延床面積の増加に伴い 2020 年度までは増加することが見込まれます。二酸化炭素以外のその他 6 ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）は、2015 年度以降減少する見込みですが、2000 年度比では大きく増加しています。

		2000年度 (実績)		2005年度 (実績)		2010年度 (実績)		2015年度 (実績)		2020年度 (推計)		2030年度 (推計)	
		排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	推計値	2000 年度比	推計値	2000 年度比
二 酸 化 炭 素	民生家庭部門	200.9	23.5%	248.2	23.5%	246.0	22.5%	254.8	26.9%	267.9	33.3%	267.4	33.1%
	民生業務部門	113.0	4.1%	117.6	4.1%	114.5	1.4%	135.7	20.1%	137.9	22.1%	125.6	11.2%
	産業部門	57.2	18.6%	67.9	18.6%	47.5	-17.1%	33.2	-41.9%	30.1	-47.5%	21.2	-62.9%
	運輸部門	119.3	-10.5%	106.7	-10.5%	75.3	-36.8%	69.0	-42.1%	67.3	-43.6%	65.5	-45.1%
	廃棄物部門	11.5	86.0%	21.3	86.0%	17.0	48.3%	16.7	45.6%	17.2	49.7%	16.0	39.8%
	その他 6 ガス	11.8	-1.8%	11.5	-1.8%	20.6	75.6%	35.5	202.3%	22.7	93.3%	21.2	80.0%
温室効果ガス排出量		513.5	11.6%	573.3	11.6%	521.0	1.4%	545.0	6.1%	542.9	5.7%	516.9	0.7%

表 温室効果ガス排出量の将来予測

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

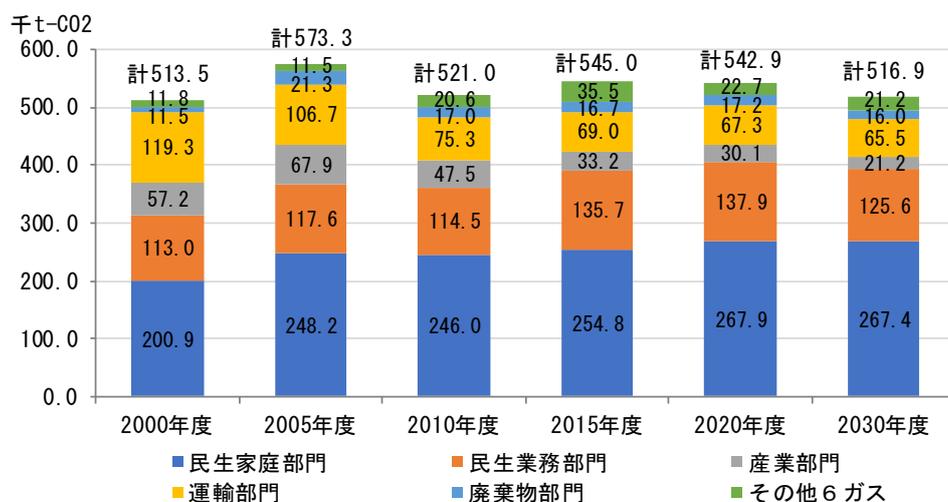


図 温室効果ガス排出量の将来予測

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

○エネルギー消費量の将来予測

2020年度のエネルギー消費量は、5,527TJと推計され2000年度比で20.8%減少する見込みです。また、2030年度は、5,286TJと推計され2000年度比で24.3%減少する見込みです。民生家庭部門は、今後も世帯数の増加が予測され、それに伴い2020年度以降もエネルギー消費量は3,000TJ程度で推移すると見込まれます。民生業務部門は、緩やかな減少傾向が続くと見込まれます。

産業部門と運輸部門のエネルギー消費量は、温室効果ガス排出量と同様に2000年度比で大きく減少することが見込まれます。

消費量単位：TJ

	2000年度 (実績)		2005年度 (実績)		2010年度 (実績)		2015年度 (実績)		2020年度 (推計)		2030年度 (推計)	
	排出量	2000 年度比										
民生家庭部門	2,937	12.8%	3,312	10.3%	3,240	-2.4%	2,867	-2.4%	3,014	2.6%	3,009	2.4%
民生業務部門	1,452	-4.5%	1,386	-8.4%	1,330	-13.4%	1,257	-13.4%	1,277	-12.0%	1,163	-19.9%
産業部門	841	4.3%	877	-28.1%	604	-56.9%	362	-56.9%	327	-61.1%	233	-72.3%
運輸部門	1,750	-11.6%	1,546	-38.4%	1,078	-46.6%	935	-46.6%	909	-48.0%	882	-49.6%
エネルギー消費量	6,979	2.0%	7,122	-10.4%	6,252	-22.3%	5,421	-22.3%	5,527	-20.8%	5,286	-24.3%

表 エネルギー消費量の将来予測

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

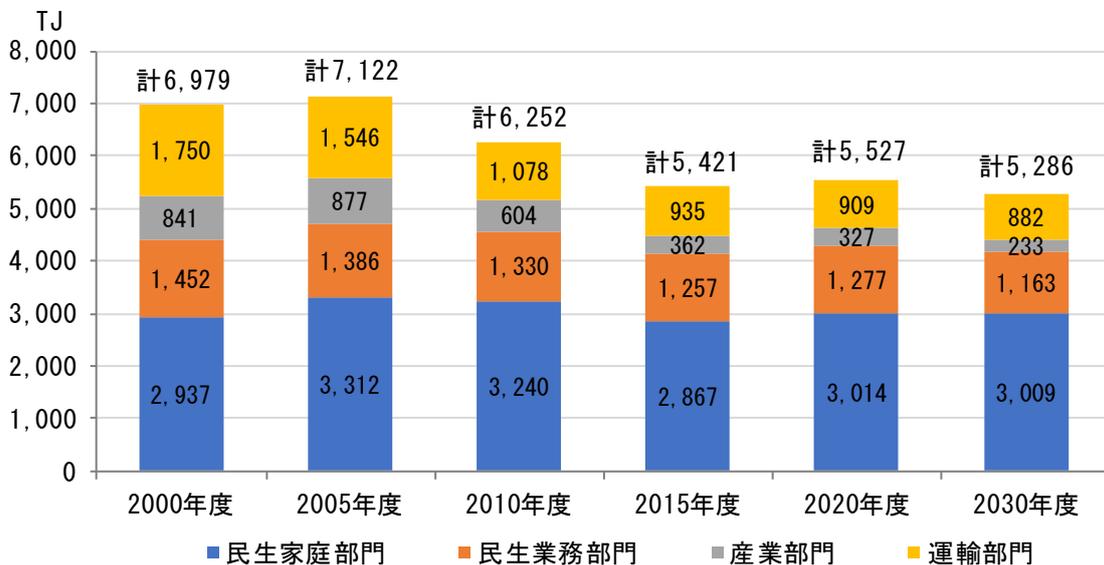


図 エネルギー消費量の将来予測

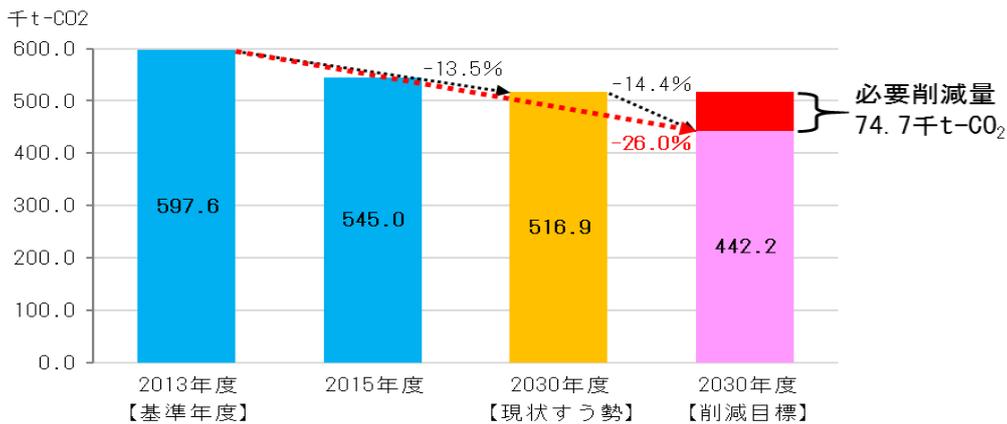
資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

○温室効果ガス排出量の削減目標（国の目標に準拠）

「目標」◇2030年度に2013年度比26.0%減

パリ協定に基づく国の温室効果ガス削減目標を想定したケースです。

西東京市の2030年度の現状すう勢値（対策を行わなかった場合）は516.9千t-CO₂であり、2013年度（基準年度）比で-13.5%と推計されます。よって、2030年度の目標値442.2千t-CO₂を達成するためには、現状すう勢値から74.7千t-CO₂を削減する必要があります。

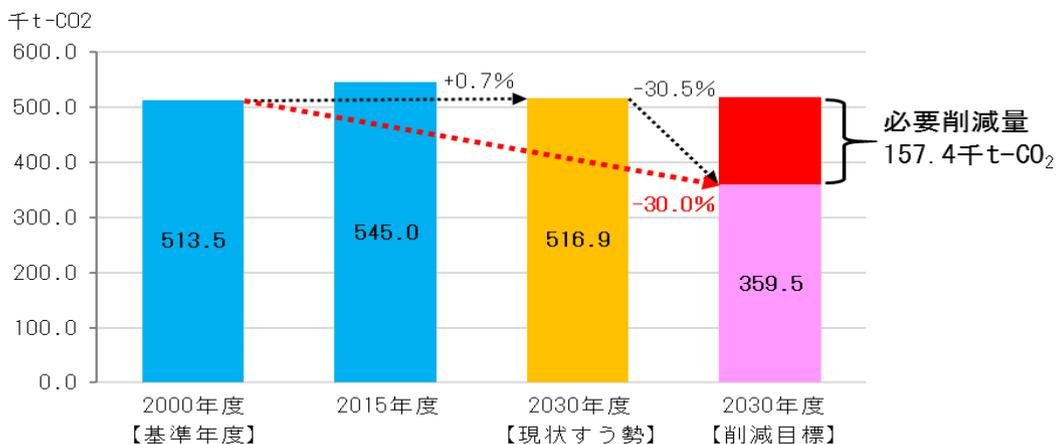


○温室効果ガス排出量の削減目標（東京都の目標に準拠）

「目標」◇2030年度に2000年度比30.0%減

東京都環境基本計画に基づく東京都の温室効果ガス削減目標を想定したケースです。

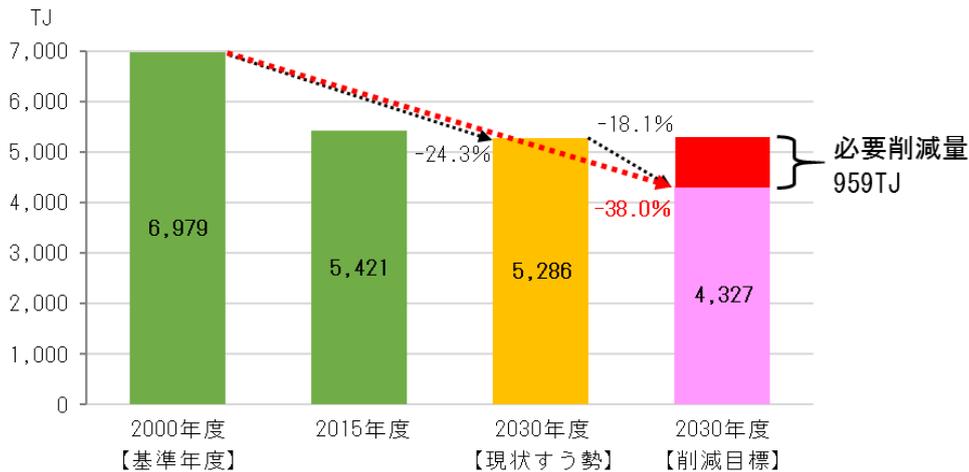
西東京市の2030年度の現状すう勢値は516.9千t-CO₂であり、2000年度（基準年度）比で+0.7%と推計されます。よって、2030年度の目標値359.5千t-CO₂を達成するためには、現状すう勢値から157.4千t-CO₂を削減する必要があります。



○エネルギー消費量の削減目標（東京都の目標に準拠）

◀目標▶◇2030年度に2000年度比38.0%減

東京都環境基本計画に基づく東京都のエネルギー消費量の削減目標を想定したケースです。西東京市の2030年度の現状すう勢値は5,286TJであり、2000年度（基準年度）比で-24.3%と推計されます。よって、2030年度の目標値4,327TJを達成するためには、現状すう勢値から959TJを削減する必要があります。



○指標及び目標

以上のように、国及び東京都が異なった目標を掲げている点から、西東京市としては、温室効果ガス排出量については2つの目標を掲げます。また、温室効果ガスの排出量は、排出係数の影響を受けることから、エネルギー消費量についても目標に掲げます。

■指標及び目標

環境指標	各基準年度値	目標値 (2030年度)
1-1 温室効果ガス排出量（国準拠）	597.6 千 t-CO ₂ (2013年度)	442.2 千 t-CO ₂
1-2 温室効果ガス排出量（都準拠）	513.5 千 t-CO ₂ (2000年度)	359.5 千 t-CO ₂
1-3 エネルギー消費量（都準拠）	6,979TJ (2000年度)	4,327TJ

基本施策1 省エネルギーの推進

公共施設における省エネルギー性能に優れた機器の導入や省エネルギー行動の徹底、市民及び事業者への省エネルギー行動やクールチョイス等に関する情報の発信を推進します。

施策（市の取組）

施策① 省エネルギーに関する情報発信

- 家庭でできる省エネルギーの方法等を発信します。
- 事業所における省エネルギー活動の実施を啓発します。
- エコドライブを普及啓発します。

施策② 省エネルギーに関する取組の促進

- 公共施設の新設、改修時において、省エネルギー機器の導入を進めます。
- 公共施設におけるエネルギー使用量の見える化を検討します。
- LED照明の導入・整備を促進し、温室効果ガス排出削減に努めます。
- 省エネルギー機器の設置を支援します。

市民の取組

■ 省エネルギーに関する取組を進めるために

- 家庭でできる省エネルギーの取組を進めます。
- 電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を検討します。
- 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により住宅の省エネルギー化を検討します。
- 住宅の新築や建て替えの際には、「ZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」や「スマートハウス」を検討します。

事業者の取組

■ 省エネルギーに関する取組を進めるために

- 事業者としてできる省エネルギーの取組を進めます。
- 省エネルギー診断の検討や、設備更新の際に省エネルギー機器の選択を検討します。
- 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により事業所の省エネルギー化を検討します。
- 事業所の新築や建て替えの際には、「ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」を検討します。

基本施策2 再生可能エネルギーの導入推進

太陽光発電や太陽熱利用設備、小型風力発電の利用など、本市の特性に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進します。

施策（市の取組）

施策① 再生可能エネルギーに関する情報発信

- 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果等に関する情報を提供します。

施策② 再生可能エネルギーに関する取組の促進

- 公共施設における太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入等を進めます。

市民の取組

■ 再生可能エネルギーに関する取組の促進

- 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

事業者の取組

■ 再生可能エネルギーに関する取組の促進

- 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

基本施策3 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

普段のライフサイクルの中で、極力、二酸化炭素の排出量を少なくしたり、エネルギーの使用量を控えるなど、低炭素社会を意識したまちづくりを推進します。

施策（市の取組）

施策① 地域での取組の推進

- 太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅等の普及啓発を図ります。
- 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減を図ります。
- 近隣自治体等と連携して地球温暖化対策を推進します。

施策② エネルギーの見える化の推進

- エネルギーや二酸化炭素排出量の見える化を検討します。

施策③ 公共交通利用の促進

- 公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動式手段を自動車から公共交通機関や自転車へ転換することを促進します。

施策④ 次世代自動車普及促進

- 東京都環境局と連携し、次世代自動車であるゼロエミッション・ビーグルの普及を促進します。

市民の取組

■ 日常生活からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- 太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を検討します。
- ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
- エネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

■ 自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- 自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
- カーシェアリング等の利用を心がけます。
- 自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。

事業者の取組

- 事業活動からの温室効果ガスの排出を抑制するために
 - 太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を検討します。
 - ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
 - 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
 - 事業所内のエネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。
- 自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために
 - 自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
 - カーシェアリング等の利用を心がけます。
 - 自動車の買い替えの際は、次世代自動車の選択を検討します。

基本施策4 地域のみどりの確保

二酸化炭素の吸収源となる樹林地や農地等のみどりの保全・創出を推進します。

施策（市の取組）

施策① 地域のみどりの保全・創出

- 二酸化炭素の吸収源となる樹林地・樹木、農地等のみどりを保全します。
- 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。

市民の取組

二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

事業者の取組

二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- 開発を行う際は、樹林地・樹木、農地等の市内のみどりの保全に配慮します。
- 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

基本施策5 地球温暖化への適応

近年、日本各地で多発する異常気象がもたらす災害など、地球温暖化がもたらす被害の防止に努めます。

施策（市の取組）

施策① 地球温暖化への影響

- 異常気象に適応するため、雨水幹線の整備等を進めます。
- 省エネルギーの取り組みや緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策を促進します。
- 公共施設での屋上・壁面の緑化等に努めます。

市民の取組

地球温暖化に適応するために

- 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- 防災に関する情報を収集し、活用します。
- 雨水を活用した打ち水や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策に取り組みます。
- 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

事業者の取組

地球温暖化に適応するために

- 浸水被害を最小限にとどめる家づくり等の技術を開発・研究します。
- 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- 防災に関する情報を収集し、従業員に周知します。
- 関連する法律や条例等を守り、地球温暖化対策に努めます。
- 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・創出・活用を進めます

■ 指標及び目標

	環境指標	現状(2017年度)	目標(2023年度)
2-1	公園・緑地の面積	250,967 m ²	255,132 m ²
2-2	公園ボランティア数	740 人	890 人
2-3	郷土資料室の来館者数	2,472 人	3,000 人

基本施策 6 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

市内に残されている樹林地をはじめ、街路樹や公共施設などの緑地の適正な維持管理を行うとともに、農地の保全、持続可能な農業の振興を通じて良好なみどりを維持します。また、河川周辺の美化や地下水のかん養を通じた水循環の確保に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① みどりの保全・創出

- 樹林地の保全・創出のための取組を支援します。
- 消滅のおそれのある樹林地の保全のための方策を検討します。
- 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- 公共施設においては、敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等を推進します。
- 緑地や農地など自然環境が持つ多面的な機能※をグリーンインフラとして活用します。
- 生垣設置等の取組を支援します。
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。
- 市民や事業者とともにみどりの保全を進めるための機会を設けます。

施策② 公園、緑地の活用

- 公園等の公共用地にある花壇の計画・植え付け・管理等の市民の活動を推進します。
- 市民との協働による公園や緑地等の維持・管理を行うため、人材育成を進めます。

※ 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等（出典 国土形成計画（2015））

施策③ 農地の保全

- 環境にやさしい農業の普及を図るための支援を行います。
- 持続可能な農業経営に向けた取組を進めます。
- 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会を提供します。

施策④ 水辺環境の保全・創出

- 河川周辺のごみのポイ捨て防止に関する普及啓発や美化活動を支援します。

施策⑤ 水循環の確保

- 家庭での雨水の地下浸透量を増加させるための取組を支援します。
- 道路や公共施設において、地下浸透を増加させるための取組を進めます。
- 農地や緑地の保全を通じて雨水の地下浸透の維持に努めます。
- 公共施設での雨水利用方法について検討します。

施策⑥ みどりや水辺とのふれあいの確保

- 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- 市民がみどりに親しむ機会の提供を検討します。

市民の取組

■ 緑地、水辺の保全・創出・活用のために

- 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけ、樹林地の管理を適切に行います。
- 緑地や樹林地の管理活動や公園等の管理を行うボランティア活動に参加します。
- 河川の美化活動に参加します。
- 庭に植栽をする等の身近なみどりを育てていきます。

■ 農地の保全のために

- 市内産農産物の消費拡大につながる取組に協力します。
- 農業経営に係る理解を深めます。
- 農作業のボランティア活動等に参加します。

■ 水循環の健全化のために

- 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- 風呂の残り湯の活用など、水の再利用を心がけます。
- 雨水の地下浸透量を増加させるための取組を行います。

■ みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- 公園や散歩道を憩いの場として活用します。
- 自然とふれあう活動に参加します。
- 自然環境の現状に関する調査に参加・協力します。

事業者の取組

■ 緑地、水辺の保全・創出のために

- 宅地開発等を行う際には、緑地を十分に確保します。
- 緑地、水辺の保全・創出に協力します。
- 緑化や樹林地の管理活動等に協力します。
- 河川の美化活動に参加・協力します。

■ 農地の保全のために

- 環境に配慮した農業を行います。
- 後継者の育成を図ります。

■ 水循環の健全化のために

- 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- 雨水貯留浸透施設の設置を検討します。

■ みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- 事業所内において、植栽や生物の生息・生育環境に配慮します。
- 体験型農園の開設等により、農地の活用を図ります。
- 事業所内の緑地を市民へ開放することを検討します。

基本施策7 生物多様性の保全・活用

生物多様性の保全に向けて、市内の現状を把握や保全に向けた対策に努めるとともに、市民・事業者の意識の啓発、地域の生態系に影響を与える恐れがある外来種の駆除等に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① 生物多様性の現状把握

- 市内の生物多様性の現状を把握するための調査について検討します。

施策② 生物多様性の保全・活用

- 生物の育成・生息環境の保全に配慮した公園の維持管理を行います。
- 街路樹として、武蔵野在来の樹種（郷土樹種）の利用等を検討します。
- 野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全対策を実施します。

施策③ 生物多様性に関する情報の発信

- 市民・事業所に対して、生物多様性に関する意識啓発を行います。

施策④ 外来種対策の推進

- 外来種に関する情報の発信、栽培や飼育の際の留意点等の周知を行います。
- 生態系に被害を及ぼす恐れがある外来種は、市民・事業者との協働のもと、優先度を考え防除に取り組みます。

市民の取組

■ 多様な生物を守るために

- 自然環境の現状に関する調査に協力します。
- 生物の生育・生息環境の保全に配慮します。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- 生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。
- 外来種の防除活動に協力します。

■ 生物多様性の持続可能な利用のために

- 緑地の保全に協力します。
- みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取組に協力します。

事業者の取組

■ 多様な生物を守るために

- 野生生物の生育・生息環境に配慮した事業を行います。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- 事業所内の植木等の管理を適切に行います。
- 外来種の防除活動に協力します。

■ 生物多様性の持続可能な利用のために

- 市が行う「地産地消」に係る取組等の地域資源のPRに協力します。
- みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取組に協力します。

基本施策8 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

市内に残されている社寺や遺跡等の文化財について、次の世代に伝えるために保存するとともに、地域の歴史を学ぶための資料として活用します。

施策（市の取組）

施策① 歴史的・文化的環境資源の保全

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺や遺跡等の文化財の保存や復元に努めます。
- 郷土に関する民具・農具等の文化財資料の収集・整理、公開に努めます。
- 文化財とその周辺の自然環境等とを一体的に捉えて、みどりの保全に努めます。

施策② 歴史的・文化的環境資源の活用

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡等の文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会を提供します。

市民の取組

■ 歴史的・文化的環境資源を守るために

- 郷土の歴史に興味を持ち、文化財を守っていくことを心がけます。
- 所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。
- 郷土の歴史を学び、文化に親しみます。

事業者の取組

■ 歴史的・文化的環境資源を守るために

- 文化財の保存に協力します。
- 所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。

基本方針3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

■ 指標及び目標

環境指標	現状(2017年度)	目標(2023年度)
2-1 家庭ごみ原単位	360 g/人・日	347 g/人・日
2-2 ごみ排出量	33,453 t/年	31,053 t/年
2-3 資源化率	33.2%	37.1%

基本施策9 ごみの減量化

一般廃棄物の排出量を削減するため、家庭や事業所から排出されるごみの減量化に向けた啓発や生ごみの再資源化に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① ごみ減量の取組の推進

- 家庭から排出されるごみの減量のための取組を周知します。
- ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化を分析・検証します。

施策② 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進

- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化等についての指導を行うとともに、処理手数料の見直しについて、柳泉園組合と清瀬市、東久留米市と連携して検討します。
- 製造・流通・消費の各段階における、食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）の削減に、市民・事業者・市が協働して取り組みます。
- 市民・事業所・市の協働による廃棄物減量のための取組を拡充します。

市民の取組

■ごみ減量を進めるために

- 必要なものを必要な分だけ購入します。
- マイバッグの持参を心がけます。
- 家具類の買い替えの際はリユース品の購入を検討します。
- ごみの減量を考えた暮らし方を心がけます。
- 食品ロスの削減に取り組みます。

事業者の取組

■ごみ減量を進めるために

- 過剰包装の廃止、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法の実践を図ります。
- 消費者に対してごみ減量を促す取組を検討します。
- 長く使える商品の製造、販売に努めます。
- 家電製品等の耐久消費材の修理サービス等を検討します。
- 製造・販売段階における食品ロスの削減に取り組みます。

基本施策 10 再使用、再資源化の推進

資源の消費を抑制するため、不用品の融通や使い捨て製品の使用をできるだけ抑制するとともに、廃棄するものについてもできるだけ再資源化を推進します。

施策（市の取組）

施策① 再使用の推進

- 不用品の交換やフリーマーケットの取組等を推進します。
- マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。
- イベント等におけるリユース食器の利用を普及啓発します。

施策② 再資源化の推進

- 市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動を継続して実施します。
- 焼却灰のエコセメント化事業を推進します。
- 分別品目等の検討を行います。
- 使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）の再資源化を進めます。

市民の取組

■ 製品の再利用を進めるために

- リサイクルショップの活用やフリーマーケットへの出品等を検討します。
- 中古品やリサイクル製品の利用等により製品の再利用を心がけます。

■ 資源化を進めるために

- ごみの分別に努めます。
- 市民団体や自治会、集合住宅単位等での資源物集団回収に協力します。
- 資源化が可能な製品の購入等に努めます。

事業者の取組

■ 資源化を進めるために

- ごみの分別に努めます。
- 廃棄物は可能な限り再資源化を進めます。
- グリーン購入に協力します。

基本施策 11 効率的なごみ処理、広域処理の推進

効率的なごみ処理を進めるため、市民への意識啓発によるごみ排出ルールの徹底や効率的なごみ収集体制への見直し、広域的な取組の推進を図ります。

施 策（市の取組）

施策① 効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

- ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ごみの発生抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。
- ごみ減量の重要性や減量のための方法等に関する講演会を行います。
- ごみ減量に関する事業者の意識啓発に取り組みます。

施策② 効率的なごみ収集の推進

- 収集・運搬車両の台数の見直しや車両の新規導入時の低公害車の利用等を推進します。

施策③ 広域処理の推進

- 広域的に実施する取組を関連機関等と協力して進めます。

市民の取組

■ 効率的なごみ処理のために

- ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ごみの分別・排出は、市のルールにより適切に行います。
- 生ごみ堆肥化機器の設置等により生ごみや剪定枝等の減量化に配慮します。

事業者の取組

■ 効率的なごみ処理のために

- ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- 産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- 生ごみや剪定枝等の堆肥化処理等の環境に配慮した取組を進めます。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

■ 指標及び目標

	環境指標	現状(2017年度)	目標(2023年度)
3-1	大気環境基準の 達成状況	二酸化窒素…3/3	二酸化窒素…3/3
		浮遊粒子状物質…3/3	浮遊粒子状物質…3/3
		光化学オキシダント…0/1 (達成地点/測定地点)	光化学オキシダント…1/1 (達成地点/測定地点)
3-2	河川の水質環境基準の 達成状況	BOD…0.8 (mg/L) (石神井川溜淵橋)	環境基準以下を維持 (BOD…3mg/L以下)
3-3	自動車騒音の 環境基準の達成状況	昼間…98%	昼間…100%
		夜間…96%	夜間…100%

基本施策 12 大気・水等の環境の改善と調査

良好な大気・水環境を維持するため、継続的なモニタリングを行うとともに、調査結果を公表して市民との情報共有を行います。

施 策 (市の取組)

施策① 大気・水等の環境に関する調査・研究の推進

- 大気や水、騒音、土壌等の現状を継続的にモニタリングします。
- 国や東京都等で行われているPM_{2.5}等の環境調査の情報を収集し、公表します。
- 環境の状況に応じて国や東京都と連携して被害防止に向けた対応を行います。
- 市民との協働を進めるため、市民ボランティアNPO等と連携した環境調査等を行います。

施策② 大気・水等の環境に関する情報の公表

- 市が行っている環境測定の結果を市のホームページや広報等で公表します。

市民の取組

- 大気・水等の環境に関する状況を把握するために
 - 大気や水、土壌等の調査に協力します。
 - 調査結果を市に提供する等の環境に関する情報の共有に協力します。

事業者の取組

- 大気・水等の環境に関する状況を把握するために
 - 工場等のばい煙や汚水等の適正処理について、自主的に検査を行います。
 - 事業活動における公害対策や環境負荷の状況等の情報の共有に協力します。

基本施策 13 健康で快適な生活環境の実現

健康で快適な生活環境を実現するため、大気や水質、土壌の汚染防止に努めるとともに、ヒートアイランド現象対策に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① 大気・水等の環境の改善

- 自動車利用の抑制、低公害車の普及を促進します。
- 公共下水道への接続について、市民や事業者に呼びかけます。
- 公害問題が発生した際には、関係機関との協力等により解決を図ります。
- ディーゼル車規制や土壌汚染対策等の環境汚染対策を推進します。
- 雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。

施策② ヒートアイランド現象への対策

- 緑地や農地の保全、公共施設の屋上緑化、学校での緑のカーテンの設置等を通じて、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果等を収集します。

市民の取組

■大気・水等の環境の改善のために

- アイドリングストップや低公害車の利用等に努めます。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 殺虫剤、除草剤の過剰使用等を控えます。
- 廃油等を排水口から流さないようにします。
- 騒音等で近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- 家庭でできる省エネルギーの取組を進めます。
- 自宅の植栽、緑のカーテンの設置等のみどりを増やす取組に参加します。
- 市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

事業者の取組

■大気・水等の環境の改善のために

- 環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入等に努めます。
- 業務における自動車利用を控えます。
- 工場や事業場からのばい煙や汚水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。
- 事業活動や建設工事等では、騒音・振動対策を十分に行います。
- 化学物質の使用、排出、廃棄等については、環境に負荷を与えないように努めます。
- 有害物質等が土壌に浸透しないような対策を行います。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- 事業活動において、省エネルギーに協力します。
- 事業所の敷地内の緑化、緑のカーテンの設置等を検討します。
- 市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

基本施策 14 安全・安心な交通環境の確保

道路交通の円滑化やコミュニティバスなどの公共交通システムの充実、歩行者・自転車の利用環境整備などを通じて、安全・安心の交通環境の確保に取り組みます。

施策（市の取組）

施策① 道路交通の円滑化

- 都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。
- 車や歩行者がスムーズに通行できるよう、鉄道の連続立体交差化を関係行政機関に要請します。
- 幹線道路の交差点等の交通渋滞の多発する地点では、関係機関と連携し、有効な対策を検討します。

施策② 公共交通システムの充実

- コミュニティバス（はなバス）は経路や便数等の検証を踏まえ、適切な運行を行います。
- 公共交通機関の利用を増やすよう、市民や事業者に働きかけます。

施策③ 歩行者・自転車の利用環境の整備

- 歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の拡幅化等の調査・研究及び計画的な整備を進めます。
- 歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を行います。
- ゆとりある歩道や植栽帯の確保等の環境配慮を東京都や近隣自治体等と連携しながら進めます。
- ユニバーサルデザインの観点からの整備や歩車道の段差解消、電線類の地中化を関係機関と連携しながら進めます。
- 危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を充実します。

市民の取組

■ 安全・安心の交通環境の確保のために

- 交通ルールを守ります。
- 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

事業者の取組

■ 安全・安心の交通環境の確保のために

- 交通ルールを守ります。
- 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

基本施策 15 美しく安全・安心なまちの形成

美しい景観の形成やまちの美化活動、バリアフリー化など誰もが活動しやすい環境の整備を進めることで、安全・安心まちづくりに取り組みます。

施策（市の取組）

施策① 美しい景観の形成

- 屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可を行います。
- 屋敷林や水辺等の自然的景観や社寺等の歴史的景観の保全を図ります。

施策② 市内美化の推進

- 市民の美化活動を支援します。
- ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動に取り組み、まちの美化を推進します。
- 市民や事業者に対してごみ排出ルールに関する周知を徹底します。

施策③ 誰もが利用しやすいまちづくり

- バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策について検討します。

市民の取組

■ 美しいまちを守るために

- ごみの廃棄ルールを守ります。
- ペットのふんを持ち帰ります。
- 地域の美化活動に参加します。

■ 美しいまちをつくるために

- 庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化を検討します。

事業者の取組

■ 美しいまちを守るために

- ごみは適切に処理します。
- 屋外広告物や看板は規則に従い、まちなみに配慮した設置に努めます。
- 過度な夜間照明を控えます。
- 事業所周辺等の美化活動を行います。
- 事業所を建設する際には、周辺の景観と調和に配慮します。

■ 美しいまちをつくるために

- 事業所の緑化により、みどり豊かなまちなみ形成に貢献します。

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた

環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

■ 指標及び目標

	環境指標	現状(2017年度)	目標(2023年度)
5-1	環境学習事業数	141 事業	140 事業を維持
5-2	環境学習講座への参加者数	1,501 人	1,500 人を維持
5-3	地域での環境保全活動に参加した ことのある市民の割合	9% [※]	10%

※ 西東京市第2次環境基本計画後期計画策定に伴う市民意識調査結果より（平成30年8月実施）

基本施策 16 環境情報の発信・共有

市が主体となって、イベントや講座などを通じて市民に環境関連情報を発信するとともに、事例公表などを通じて市民等が持つ情報の共有に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① 環境情報の発信

- 市を取り巻く環境の状況を公表します。
- 国や東京都の支援等の情報を提供します。
- 環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。
- 環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

施策② 環境情報の共有

- 市民からの情報を受信し双方向の情報共有を目指します。
- 地域の環境教育・環境学習、環境保全活動の事例を公表します。
- 環境情報の集約や市民活動の拠点づくりに努めます。

市民の取組

- 環境に関する情報を活用するために
 - 環境の状況に関心を持ちます。
 - 環境情報を収集します。
 - 環境に関するイベントや学習の場に参加します。
 - 環境保全活動を発表し、活動の拡大を目指します。

事業者の取組

- 環境に関する情報を活用するために
 - 環境イベントや環境学習に協力します。
 - 事業の環境情報や環境保全活動を公表します。
 - 他事業者や市民と環境情報を共有します。

基本施策 17 環境学習の推進

子どもや市民、事業者を対象として、様々な取組を通じて環境教育・環境学習の機会の充実を図るとともに、持続可能な開発の実現に向けた啓発を行います。

施策（市の取組）

施策① 子どもたちに対する環境教育・環境学習の充実

- 環境教育・環境学習の内容や教材の充実に努めます。
- 教育機関との連携を図りながら、学校教育における環境に関する取組を充実します。
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会を設け、子どもたちの意識啓発に努めます。

施策② 市民に対する環境教育・環境学習の充実

- 環境にやさしい行動の実践を促す環境教育・環境学習の機会の創出に努めます。
- 環境教育・環境学習の内容の充実に努めます。
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会を設け、市民の意識啓発に努めます。

施策③ 事業者に対する環境教育・環境学習の充実

- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について情報提供し、事業者の啓発に努めます。

市民の取組

■ 環境保全に関する知識を得るために

- 身近な環境に興味を持ち、できることから環境保全活動に取り組みます。
- 環境に関する市民講座やイベント等に参加します。
- 身近な自然環境を環境教育・環境学習の場として活用します。
- 持続可能な開発の実現について学び、実現に向けて取り組みます。

事業者の取組

■ 環境保全に関する知識を得るために

- 環境保全の取組を環境教育・環境学習の場で伝えます。
- 従業員に対する環境教育を実施します。
- 持続可能な開発の実現に向けて、事業活動を通じて取り組みます。

基本施策 18 環境保全活動の促進

環境保全活動を促進するため、市民の意識啓発に取り組むとともに、環境保全団体の活動に対する支援や人材育成・活用を進めます。

施策（市の取組）

施策① 環境保全活動への参加機会の創出

- 環境保全活動への市民参加意識を高める啓発を進めます。
- 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会の充実を目指します。

施策② 環境保全活動への支援

- 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、その活動を支援します。

施策③ 環境保全活動を担う人材等の育成

- 市民への環境学習や環境保全活動に関する人材の育成に取り組みます。

施策④ 環境保全活動等を担う人材の活用

- 環境に関する専門家や、環境教育・環境学習の指導ができる市民や団体等の情報を整理し、その活用を図ります。
- 環境保全に関する活動状況を周知します。
- 環境分野に関する人材が活躍できる場の充実を図ります。

市民の取組

■ 環境保全活動への参加を増やすために

- ボランティアに参加する等の環境保全活動に協力します。

■ 環境保全活動を担う人材となるために

- 環境保全に関する市民活動や環境教育・環境学習に参加します。

事業者の取組

■ 環境保全活動を支援するために

- 地域の環境保全活動に協力・参加します。
- 環境保全に貢献する事業等の実施を検討します。

■ 環境保全活動を担う人材の育成のために

- 従業員に環境保全活動への参加を呼びかけます。

基本施策 19 市民・事業者・市の協働体制の構築

市民・事業者・市の協働体制を推進するとともに、国や都等との広域的な連携に取り組みます。

施策（市の取組）

施策① 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり

- 市民・事業者・市の協働事業等を検討します。
- 環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換の場として、環境学習・情報ネットワークの整備を検討します。

施策② 広域的な連携の推進

- 広域的に対応すべき課題について、国・東京都及び関連自治体と連携して取り組みます。
- 広域的な自治体の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討します。

市民の取組

■市民・事業者・市の協働での環境保全活動を進めるために

- 環境保全のための取組に協力します。
- 事業者や市とともに、環境保全活動に取り組みます。
- 環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、市等との連携を図ります。

事業者の取組

■市民・事業者・市の協働での環境保全活動を進めるために

- 環境保全のための取組に協力します。
- 市民や市とともに、環境保全活動に取り組みます。
- 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換等を行います。

第6章 重点プロジェクト

6.1. 重点プロジェクトの位置づけ

環境の将来像を実現するため、第5章で示した5つの基本方針に基づいた施策を進めますが、この中で、短期的・集中的に取り組を進めるものを重点プロジェクトとして位置づけます。重点プロジェクトは、2次計画までの間に進められてきた環境関連の各種取組や地域における資源（人的・組織・地域の特性）などをベースとし、取組のさらなる拡大を目指すものです。また、市内の環境保全に率先して取り組んでいる各種団体の多くが人材不足、高齢化などの課題に直面している現状を踏まえ、これらの団体の育成・支援にも取り組みます。

なお、重点プロジェクトは、本計画の目標年度までの概ね5年以内に一定の成果をあげることを目指します。

6.2. 重点プロジェクト設定の視点

本計画における重点プロジェクトは、団体ヒアリングの内容等を踏まえ「環境課題への対応」「活動主体の育成・支援」の2つの分野について取り組むこととし、それぞれについて以下に示す視点で重点取組を設定します。

【環境課題への対応】

みんなで取り組む

市民・事業者・団体・市の各主体が参画し、協働で進めることができる取組



シートを活用する

既にある程度進められている事項、地域にある資源をいかした事項など、シート（種）を活用した取組



笑顔につなげる

取組を通じて地域の活性化に貢献できる取組、参加者の健康に貢献できる取組



【活動主体の支援・育成】

情報発信

活動団体の情報発信につながる取組



人的支援

活動団体の人的支援につながる取組



6.3. 重点プロジェクト

1) 環境課題への対応

① 温暖化対策みんなで見える化

みんなで取り組む
シードを活用する

グリーンカーテン、打ち水、環境家計簿等、市民レベルで取り組むことができる温暖化対策活動について、定性的な評価だけでなく、効果が目に見える形で数値化に取り組み、その結果を市民に情報発信することで、足元から進める活動の普及を図ります。

② 河川清掃でコベネフィット*

みんなで取り組む
シードを活用する
笑顔をつなげる

団体や市民との協働で、石神井川に繁茂するオオブタクサなどの植物の駆除などを行い、河川環境の改善を図るとともに、台風や局地的豪雨等による増水時の水の流れの確保を通じて、温暖化への適応に貢献します。

③ マイバッグでお買い物

みんなで取り組む
シードを活用する

近年、レジ袋の利用が石油資源の消費抑制や焼却による温室効果ガスの発生などの面だけでなく、プラスチックごみによる海洋汚染、マイクロプラスチックによる人体への影響等の面でも問題視されています。このため、買い物時にはエコバッグを持参するなど、小売店等で買い物用として提供されるレジ袋の使用抑制に取り組みます。

④ みんなで外来種駆除

みんなで取り組む
シードを活用する
笑顔をつなげる

市内に生息するワルナスビなどの外来種について、市民、団体、事業者と協働して駆除を行うとともに、外来種による影響等について学ぶ場を設けることで、市民の生物多様性についての関心などを高めます。また、駆除活動を通じて参加者が屋外で体を動かす機会を提供します。

⑤ まちなかの自然に学ぶ

みんなで取り組む
シードを活用する

比較的多く市街地に残されている本市の自然環境を活用して、自然観察会などを開催し、小学校や地域の子供たちが地域の環境について学ぶ機会を提供し、地域についての関心を高めます。

また、以前は栽培されており、現在は見られなくなったムラサキなど、地域を代表する花卉の栽培と活用と通じて、地域のシンボル・ブランド化に取り組みます。

※コベネフィット：一つの活動が複数の目的達成つながること。coは共同、benefitは利益の意味

2) 活動主体の支援・育成

① 面的情報発信

情報発信

広報西東京や市のホームページ、SNS等を通じて、団体についての紹介や団体が主催するイベント活動などについて広く情報発信することで、市民が団体について認識し、活動に関心を持ち、取組に参加するきっかけづくりを行います。

② 点的情報発信

情報発信

市内で活動する市民団体の中には、活動を行いたくても人手不足のために十分な取組ができない団体もあります。このため、団体の活動内容やイベントなどについて、関心を持ちそうな市内外の教育機関、地域住民などへ積極的に情報提供を行い、活動への参加を呼びかけます。

③ 環境づくり

人的支援

エコプラザ西東京登録団体については、各団体が主催するイベントについて、エコプラザ西東京をはじめとした公共施設を開催場所として提供するとともに、市内施設の利用手続きの簡素化を図るなど、施設を利用しやすい環境づくりを行います。また、市が団体と共同実施することが可能なイベントについては共同開催とし、その旨をアピールすることで市民が安心して参加できる環境づくりを行います。

第7章 計画の推進体制・進行管理

7.1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

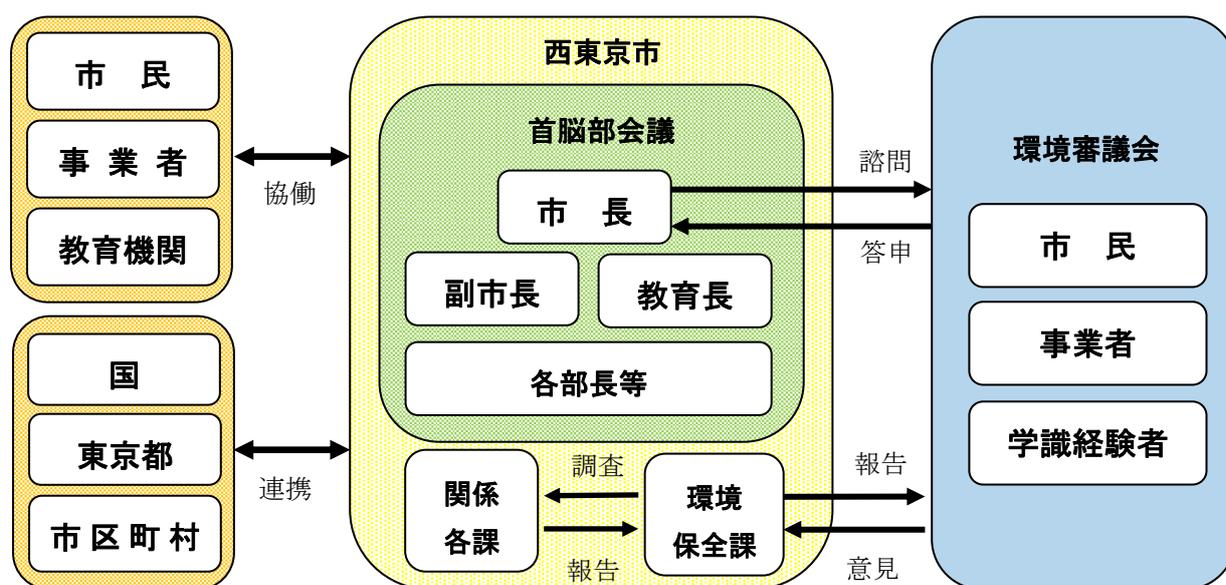
環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取組を進めるとともに、本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

【環境審議会】

- 西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関で、市民・事業者・学識経験者により構成されます。
- 環境基本計画の策定及び変更や市の環境施策の進捗状況について、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。
- 本計画の施策及び重点プロジェクトの実施状況について、環境保全課からの報告を受け、意見を述べます。

【庁内組織】

- 本計画の施策及び重点プロジェクトを関係各課において推進します。
- 本計画の進捗状況について、環境保全課が調査・点検を行い、環境審議会に対し報告を行います。
- 環境審議会からの答申及び意見について、市長主宰のもと副市長、教育長、部長等で構成される首脳部会議において協議、報告を行います。



7.2. 進行管理の手法

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。

計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」のPDCAサイクルを基本として、取組の実効性を確保します。

■計画(Plan)

本計画は、2次計画の策定から5年が経過したことから中間見直しを行い、後期計画として策定したものです。5年後を目途に全面的な見直しを行い、第3次西東京市環境基本計画の策定を目指します。

■実行(Do)

本計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、重点プロジェクト及び主な計画関連事業の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し(Act)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

(2) 指標・目標の活用

本計画に基づく取組状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。また、その結果をもとに点検・評価を行い、将来像の実現に向けた取組に反映させていきます。

(3) 進捗状況の把握や点検・評価及び公表

「西東京市環境年次報告書(環境白書)環境活動レポート」により西東京市の環境の状況や施策・事業の取組状況、今後の取組方針等の点検・評価結果を公表します。